

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 20 . 2 定 )			
日 時	平成 20 年 6 月 20 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	菊地委員長、井川副委員長、千葉・大橋・高橋・佐藤・林下・ 新谷・大竹 各委員		
説明員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設各部長、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者  ( 教育部長欠席 )		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。吹田委員が大橋委員に、中島委員が新谷委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、山口委員が林下委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

-----  
井川委員

中央ふ頭基部の雪捨場について

最初に、建設部のほうにお尋ねをいたします。雪捨場についてですが、雪がようやく解けてほっとしているさなかなのですけれども、海に雪を捨てられて実は漁業者の方が大変に影響を受けているという話で、何とか海に捨てないでくださいというお願いが私のほうに来ました。そこで、現在、小樽市が中央ふ頭基部を雪捨場にしていますが、これはどのぐらいの量を投雪しているのでしょうか。

（建設）雪対策課長

中央ふ頭基部への投雪量でございますけれども、過去 3 年間で報告したいと思います。平成 17 年度につきましては 156 万 9,000 立方メートル、18 年度につきましては 61 万 8,000 立方メートル、19 年度でございますけれども、87 万 4,000 立方メートルという状況になっております。

井川委員

大変な量なのですけれども、このほかにいろいろなところに市民が投雪している雪捨場とかがありますけれども、量は今海が一番多いのでしょうか。

（建設）雪対策課長

量の関係でございますけれども、中央ふ頭基部が最も多く、陸域につきましては海域よりも少ない状況になってございます。

井川委員

この漁業者の方がおっしゃるには、実は札幌市でも、今まで新川とかというところに雪をどんどん捨てていたのです。私もそれは見ていました。それで、札幌市も今、川に雪を捨てたら漁に差し支える、魚が住まないということで捨てていない、やめたということで、お尋ねしたらやはりそういうことだったのです。豊平川のほうも今は直接川に捨ててはいないとおっしゃるのです。ですから、札幌市がやめたのに、小樽市は依然として海に捨てるのかと私も聞かれて非常に返答に困ったのですけれども、海に捨てた場合の影響はどのようなものなのでしょうか。

（建設）雪対策課長

海に捨てた場合の影響ということでございますけれども、雪捨場を開設している間に、海水の水質検査をやってございます。その中で、この検査の結果でございますけれども、排水基準、環境基準以下ということでクリアとなっている状況でございます。

井川委員

今、海水は基準をクリアしているということなのですけれども、この水質検査の場合、例えば捨てたところで水質検査をしているのか、それとも例えば海全体と言ったらおかしいですが、漁をするところ。例えば今あそこの中

中央ふ頭基部に投雪すれば、高島、祝津のほうへはあまり行かないのです。潮の流れは、銭函や張碓のほうへ来るため、そちらのほうの漁業者からの苦情なのですけれども、そちらのほうの海の水質というのを調べたことがあるのでしょうか。

（建設）雪対策課長

水質検査の箇所でございますけれども、私どもが調査しているのは、雪が流出しないようにフェンスをつけてございますが、その内側について水質検査を行っておりまして、外側についてはしておりません。

井川委員

海水の水質が基準をクリアしているということで、市はこれからずっと捨てるつもりですか。

（建設）雪対策課長

海に捨てるということでございますけれども、小樽市の地形を見ますと、陸域での大規模な土地の確保というのが非常に難しい状況になっており、やむなく海に捨てている状況でございます。そういう状況の中で、陸域についても今後たい雪場の確保はしていきたいと思っておりますけれども、現段階では海への投棄につきましては、それをやめるということは難しい状況です。

井川委員

道内のほかのところで海に捨てているという事例はあるのでしょうか。

（建設）雪対策課長

他都市の事例でございますけれども、平成13年度にアンケート調査をしてございます。これは私どもがやったのではなくて、違う機関がやったのですけれども、その中で稚内港、利尻町の杓形港、枝幸港、この3港が海に投雪しているという状況でした。

井川委員

苫小牧市とかいろいろあるのですけれども、苫小牧市はあまり雪が降らないですね。でも、稚内市などでも非常に量がたくさんあるところなのですけれども、そういうところが捨てているということは、あまり影響がないのかとちょっと私も思っているのですけれども、小樽市はいかんせん土地がないということですが、例えば雪捨場を確保するには相当な費用がかかるわけですか。

（建設）雪対策課長

雪捨場の費用ということでございますけれども、先ほど申しました中央ふ頭の雪処理、平均しますと約100万立方メートルになります。その100万立方メートルの量は、おおむねウイングベイ小樽の建物に匹敵します。そうなると、あそこの土地以上の広さを確保することが必要になってきます。ですから、仮に安い山間部に設けましても相当な費用になると試算しております。

井川委員

そういう場所がないということで、それはやむを得ないのかと思うのですが、できるだけあと何か所かある雪捨場に捨てて、少しでも海に捨てる量を少なくしていただきたいということを私は思っているのですけれども、ちょっと難しい部分もあるかと思えます。これから燃料もどんどん上がって、遠くへ行けば行くほど燃料代もかかるということで、もっと難しくなってくるのかと思うのですけれども、漁業者のほうにはそのように、私のほうから話をしておきます。

学校の耐震化について

次に、学校の耐震化ですけれども、教育長の答弁も大変難しいということでお聞きしました。それで、難しいと言いながらも、これはやはり危険であればどうしてもしなくてはならない問題だと思うので、ここでは補助のかさ上げが3年間という期限付だということで、私は3年間のうちに全く手をつけなくてもよいのかという点について質問したいと思います。

今、全41校のうち、耐震化優先度調査を終えている学校が29校とお聞きしております。次のステップとして耐震診断をするわけですが、その診断は業者がするわけですね。そして、耐震診断について大体1校当たり約200万円と答弁していましたが、学校規模によっては最高どのくらいまでかかるのでしょうか。

（教育）総務管理課長

診断料でございますけれども、一般質問のほうでも答弁させていただきましたけれども、要は校舎の構造、階数や延べ面積で全然違ってきますので、一般質問の中では他都市の例ということで2,600平方メートル規模の小学校で約200万円ということで答弁させていただいております。かなり幅があるというのはわかっていますが、現状では、どの程度というのはちょっと把握してございません。

井川委員

大体200万円から、500万円くらいはかかるということで私はちょっとお聞きしていたのですが、大規模校については500万円くらいかかるというのは正しいのでしょうか。

（教育）総務管理課長

大規模校ということでございますけれども、それにつきましても当然延べ面積なり、構造とかいろいろ違いますので、あとどの程度かかるかというのは、基本的にはやはり業者のほうにそういった見積りなり算定をしていただかないとちょっとわからないと思っています。

井川委員

そこで、耐震診断もお金がかかる、あれもかかるといういろいろかかるのですけれども、この耐震診断の費用については、補助を受けられると見てよろしいでしょうか。

（教育）総務管理課長

内容なり額にもよりますが、一応国土交通省の部分での耐震診断費用の補助とかもございまして、文部科学省で言えば一応耐震診断の補助の対象にはなりますけれども、ただ次のステップとして耐震改修や補強をするといったことでリンクしていかないと、補助対象にはならないというような状況になっております。

井川委員

そこで、非常に難しい質問なのですけれども、恐らく正確な答弁は出ないと思うのですが、小規模校、大規模校について工事費はおよそどのくらい、例えば1,000万円かかるのか1億円かかるのかわからないのですけれども、1校についてどの程度の金額がかかるのか、その辺をお尋ねします。

（教育）総務管理課長

正直に言いますと、耐震診断をした結果、どの程度の補強工事が必要なのか。それから、こういったレベルの対応が必要なのか。当然延べ面積とか、いろいろな部分で条件が変わってきますので、例えばよく聞くのは数千万円ということなのですけれども、それにつきましても当然耐震診断をしなければわかりませんし、やはりそういう設計、補強の程度に応じて費用がかかってきますので、その辺はちょっとなかなか明確には答弁できないと思います。

井川委員

最低でも1,000万円、あるいは最高の場合は億単位でかかるだろうという、そういう金額なのですけれども、実は教育長がおっしゃるには、いろいろ適正配置の絡みもあって、もう少し国の補助の期間を延ばしてもらおうと答弁されました。これが例えば延ばされないということになっても、3年間のうちに1校も手をつけない、1校もおやりにならないで様子を見るという、そんなお考えでしょうか。

教育部川田次長

3年間のうちに1校も手をつけないのかという御質問でございますけれども、今、代表質問なり一般質問の中で教育長のほうからも答弁してはいますが、学校適正配置の問題と、それから老朽化の問題と、それから耐震化

の問題というのはそれぞれ関連があって、当然どれを先にするという話にもなりませんので、やはりこれは同時に手をつけていきたいというふうに考えています。そういう中で 7 月から学校適正配置の基本的な考え方について、地域に入って考え方を聞いていくということでございますので、そういう中で市教委としては判断をしていきたいというふうに思っています。

井川委員

それでは、3 年間のうちに 1 校もやらないということではないという、そういう見解でよろしいのでしょうか。それで、その 3 年間の補助が出るうちにやるのか、1 校もやらないのかということをお聞きしたかったのです。

教育部川田次長

3 年間のうちにやるのか 1 校もやらないのかというはっきりした答弁というのは、今これから地域懇談会の中でそういった話も聞きながら決めて判断したいと思っていますし、また、その 3 年間という中でできなければ、当然国のほうに延長要望みたいな形で、それぞれあらゆる機会を通じて要望していかなければならないものというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

井川委員

災害はいつやってくるかわからないものですから、急を要する学校の耐震化については、やはり生徒の安全が第一と考えるので、できるだけそういう対応をしていただきたいと思います。

水洗化の状況について

次に、水洗化の状況なのですけれども、今、水洗化率はどのくらいでしょうか。

（水道）サービス課長

平成 19 年度末での水洗化率でございますけれども、約 95 パーセントです。

井川委員

この 95 パーセントで、あと 5 パーセントについては、まだ未設置ですけれども、どういう理由で未設置なのか教えてください。

（水道）サービス課長

この 5 パーセントについては、水道局のほうで毎年アンケート調査を行ってまして、そのアンケート調査の結果の傾向でございますけれども、水洗化等をやらない理由といたしましては、家が古い、借家である、老人のひとり暮らし、それから資金がないというようなものが主な理由でございます。

井川委員

借家とか老人のひとり暮らしなどであれば水洗化にしない方が多いかと思うのですけれども、実は生活排水をちょっと大きめの川というか側溝というのか、そこにどんどん流っていて、近所から非常に臭いと苦情が出て、日常生活をしていても非常に嫌だということで、毎年建設部をお願いして、毎回ヘドロをとっていただいているのですが、結構な費用がかかっていると思うのです。そういう部分については、排水を捨てている方に周知というか、指導というか、その辺をどのようにされているのでしょうか。

（水道）サービス課長

その啓もう活動等でございますけれども、先ほど答弁したとおり、水洗化していない方々へのアンケート調査を一軒ずつ行いまして、その都度、下水道水洗化の促進のお知らせ、パンフレット等をお持ちいたしまして設置を促しています。それから、水道局では「水おたる」という広報紙を発行しておりますけれども、その中でも啓発を実施してございます。

井川委員

一回ぐらい言って、はいわかりましたとはならないと思うので、根気よく言い続けまして、その指導をしていただきたいと思います。

それで、この95パーセントというのは全道平均から見て高いのでしょうか、低いのでしょうか。

（水道）サービス課長

手持ちの資料がございませんけれども、高いほうだと思います。

井川委員

私は、小樽は山坂が多いし、いろいろな部分でちょっと条件が悪いから低いのかと思ったら、高いということであれば水道局の指導が大変よろしいのかと思うので、これからもできるだけ頑張っていたきたいと思います。

-----  
佐藤委員

それでは、昨年の第 4 回定例会の私の一般質問の中で質問させていただいた件に関して質問させていただきます。

歯科検診について

まず、歯科検診についてですけれども、第 4 回定例会の予算特別委員会で質問させていただきましたが、その中で「歯科検診の必要性については、医療費の抑制に関しては当然必要だと思うけれども、今のところ受診者数も少なく、必要とは考えていない。それよりももっといい方法を歯科医師会と何か協議していくほうがいいのではないか」という答弁をいただきました。その後、歯科医師会との歯科検診以外の件で協議はされているのでしょうか。その辺を確かめたいと思います。

（保健所）健康増進課長

前回答弁しましたように、歯周疾患予防については非常に重要であるという認識は現在も変わっておりません。また、委員がおっしゃったように、歯周病検診につきましては国が示しているとおり、40歳、50歳、60歳、70歳の10年ごとの検診をただ実施するだけでは、他都市の実施状況のように受診率が低く、あまり効果が見られないという課題が残っております。それではどうしたらよいかということについて、前回、歯科医師会のほうと検討させていただきたいということで答弁いたしました。現在はまだ事務担当者レベルで歯科医師会の方と協議を始めたばかりでございます。今後は保健所の考え方についてきちんと歯科医師会のほうに示し、協議を進めていきたいというふうに考えております。

なお、昨年から、歯周病疾患について効果があるということで、歯科医師会のほうで始めましたお口の健康度チェックにつきましては、保健所のほうでも積極的に啓発をさせていただいております。

佐藤委員

ぜひ前向きに歯科医師会と協議を続けていただきたいと思いますので、よろしく願います。

幼稚園教育について

それともう一つ、昨年の第 4 回定例会で質問させていただいた幼児教育における幼稚園教育について、今まで小樽市としては幼稚園教育というものに関しては、幼稚園自体が私立の幼稚園であるということから、なかなかかわることができない分野であったというお話をいただきながらも、今年度以降、前向きに検討を重ねていきたいという答弁をいただきましたけれども、そちらのほうの進ちょく状況についてはどうなっているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

幼児教育の関連でございますけれども、昨年の第 4 回定例会で委員のほうからいろいろと御提言を受けて、その後先月、小樽地方私立幼稚園連合会の会長を訪ねまして、市教委としてどういうふうにかかわることができるのかということを含めましていろいろ話をしてきた中で、組織づくり、体制づくりというのは、いきなりは難しいものですから、まず例えば園長会議のような場面に市教委としても参加させてもらうことはできないでしょうかということ話をしてきたところでございます。

佐藤委員

先ほども言いましたけれども、今まで全く手をつけていなかった分野で、これからのことということで、いろいろ

ろやり方も相手との関係もこれからつくっていかなければならないということでしょうけれども、幼児教育、幼稚園教育に関しては、それこそ幼児から大学を卒業するまでの子供の教育過程の中で大変重要な部分であるということも既に承知されているわけですから、その辺をぜひ積極的に進めていただきたいと思えますけれども、教育長いかがでしょうか。

教育長

前日も答弁をさせていただきましたが、財政的には小樽市として私立幼稚園に関してはごくわずかのいろいろな助成しかできないのですが、行政的な面というよりも教える内容にかかわりまして、例えばということで、今年 8 月に小樽市内で北海道私立幼稚園協会の全道大会が開かれる予定になってございます。今、小樽の小学校の現状を見ますと、小学校 1 年生で基本的な生活習慣とかが十分身につけていない子供が、例えば授業時間に立ち歩くとか、遊び時間にグラウンドから出ていってしまうとか、そういう姿も見られますので、小樽市内で夏に全道大会がありますので、小学校低学年の教員や校長、教頭に、休み中ではありますが、一応紹介だけはして、ぜひそういう機会にそういう子供たちの姿を見ていただいて、そして小学校教育最初の入門時期の 1、2 年生の教育に何とか役立たないかという思いではいるところでございます。

佐藤委員

あおばとプランの進ちょく状況について

それでは、今定例会で井川議員が一般質問をしましたあおばとプランについて、何点が質問したいと思えます。

まず、井川議員があおばとプランの達成状況の成果と課題ということで質問させていただきましたけれども、その中の答弁では、平成 19 年度末までの進ちょく状況は全体で 88.7 パーセントの実施率というふうになっており、これが 65 項目あるという話ですけれども、例えばどこか 1 校が実施したら、それでその項目は 100 パーセントなのかどうかというところがなかなかこの答弁ではよくわからないのですけれども、学校ごと、項目ごと、それぞれの進ちょく状況はどのようになっているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

それぞれの取組につきましては、65 項目ということで挙げさせていただいております。各学校においてはその 65 項目のうち幾つの項目が達成できたかということで、毎月指導室のほうに報告をいただくことになっております。それで、88.7 パーセントにつきましては、すべての学校の平均で 88.7 パーセントが達成しているという状況になっておりまして、小学校では 87.1 パーセント、中学校では 91.8 パーセントという状況になっています。

佐藤委員

そうすると、それぞれ小学校も中学校も全部が 65 項目ということではないのかもわかりませんが、それぞれの学校では、今言われたような進ちょく率で推移しているというようなとらえ方でよろしいでしょうか。

（教育）指導室主幹

そのとおりでございます。学校によっては 65 項目のうち 60 項目までやっていますなど、そういう状況でそれぞればらつきがありまして、平均するとそういう数字です。

佐藤委員

今、平均するとという答弁をいただきましたけれども、例えば一番低い達成状況にある学校は何パーセントでしょうか。

（教育）指導室主幹

およそ 74 パーセントというふうになっています。

佐藤委員

それで、具体的な取組内容ということで答弁をいただいた中で、地域への授業公開、外部人材の活用、職場体験学習の実施、ホームページの開設などということで答弁をいただいていたけれども、学校ではそれぞれの項目

でどれぐらいの割合というか、全部の学校がこれの全部に取り組んでいるのかということなのですが、この辺に関してはいかがでしょう。

（教育）指導室主幹

地域への授業公開につきましては、昨年度すべての小中学校で実施しております。また、外部人材の活用につきましてもいろいろな形で、昨年度につきましてはすべて小中学校で実施の取組を進めています。職場体験学習の実施につきましては、中学校についてはおおむね実施されており、小学校でもいろいろな行事等をしながらやっているとありますが、まだ十分なところまでいっていませんので、昨年度、職場体験連絡協議会というのを教育委員会のほうで設置しております、職人の会との連携を深めながら、その部分について広げていっているところがございます。

ホームページの開設につきましては、現在、小学校で10校、中学校で6校、計16校ということになっております。各学校にはホームページ作成のソフトを配布しております、取組を進めているところがございます。

佐藤委員

学校のホームページの開設について

公開授業や外部人材の活用又は職場体験というものはおおむね全校で行われているという答弁でしたけれども、今、最後に言われたホームページの開設に関しては、小学校10校、中学校6校ということで、合わせて41校中16校ということよろしいのでしょうか。

（教育）指導室主幹

小中学校合計で16校ということでございます。今後、作成の推移を見ながら、個別の対応や、それに応じて作成していない学校を対象とした研修会等を行いたいと思います。

佐藤委員

このホームページに関しては進ちょく率が極めて悪いという中で、今おっしゃったようにソフトを配ってこれからの立ち上げだという答弁ですけれども、ここまでホームページの開設が進まない要因というのは何かあるのでしょうか。

（教育）指導室長

ホームページの開設については、あおばとプランを始める前はもうほとんどゼロに近かった状況なのです。それで2年間このあおばとプランを進めてきて、今、主幹が申しましたように、研修会を開催したり、ソフトを配布したりしながら進めてきているのですが、いま一歩進まない要因としては、やはり学校で開設してもその後それを更新していくのをどうするかとか、そういうところでちょっと戸惑いがあるような感じを受けております。現在、教育研究所のほうでホームページを開設する専属の係を置きまして、いろいろ学校のほうに指導しておりますので、今後も全学校が開設されるように取り組んでいきたいと考えています。

佐藤委員

それでは、ホームページが既に開設されている学校に関しては、例えば校長とか教頭とか一般の教職員の人手とか、どのような方がホームページの作成や更新に携わっているかということは把握されているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

おおむねつくっているのは教頭又は校長となっておりますが、その記事の内容につきましては、いろいろな職員の方ですとかと作成している状況です。

佐藤委員

それでは校長、教頭の仕事が増えるばかりで、なかなかホームページの開設が進まないのではないのかと懸念されます。私は、ホームページに関しては学校単位で全体として取り組むという姿勢で臨まない限りは、いつまでたっても41校中16校のままであるとか、開設はしたけれども更新が進まないとか、そういう状況になりかねないと思

いますので、ぜひ校長と教頭以外の教員がそれに携わっていただけるような、そういう指導をしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（教育）指導室長

委員の御指摘のとおり、やはり学校全体で取り組まなければならないものと考えております。まず、今までゼロだったところがやっと開設しているという状況ですので、校長、教頭が原動力となりまして、これを学校全体にこういう取組を広げていきたいと思っています。

佐藤委員

ぜひ私のほうからもお願いして、学校全体で取り組んでいただきたいと思っています。

それと、ホームページに関連してなのですが、以前から私や我が党の濱本議員のほうからもお願いしていただきますけれども、教育委員会自身のホームページの開設については、今はどういう状況になっているでしょうか。

（教育）総務管理課長

現状では、教育部内各課の関係職員を集めまして、近々そういった形のホームページを立ち上げていきたいということでもやる予定になってございますので、そういった中で今後の教育委員会のホームページのあり方というか、そういう部分について進めていきたいと思っています。

佐藤委員

ぜひ入り口が教育委員会ではかの学校にリンクするというような形が望ましいと思いますので、ほかの学校のホームページの開設に合わせて教育委員会も開設をしていただきたいと、そのように思います。

学校の実践事例集について

それと、あおばとプランの問題で、実践事例集というのを今年もいただいたのですが、そのことについて質問したいと思います。

この実践事例集には数校の事例が詳しくまとめられているということで、毎年読ませていただいていますけれども、ここに取り上げた以外の学校についてはどういうことに取り組まれているかというのが、この事例集からなかなか読み取ることができない、書いていないということなのですが、ぜひほかの学校がどういう形で取り組んでいるかということが、今後わかるような方法というのは何かとれないかと思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

（教育）指導室主幹

実践事例集につきましては、市 P 連又は保護者等に配布させていただいております。市 P 連の中では、活用もさせていただいております。また、その他の取組ということにつきましては、このまとめを基にして実践交流会というものをしております。その中でグループ討議の中で各学校での実践について討議をしているということがあります。

佐藤委員

来年度に向けて、当然新しい実践事例集というのをつくられると思うのですが、各学校の取組の詳しい内容までは結構ですが、これだけの学校がこれだけ頑張っているということ、箇条書きでも構いませんので、ぜひ載せていただければ、さらにほかの人が見た場合、ではこういうことをやっているのだったらここに聞いてみようという話にもなりますので、そういうものをぜひ検討していただけないでしょうか。

（教育）指導室長

実践事例集 1、2 ということで、平成 18 年度、19 年度の取組について配らせていただいておりますけれども、これについては特にすぐれた実践をやっている学校、その実践をいろいろな学校に広めていこうということで、そういう形でつくって、学校の交流会なども開催させていただいているところでございます。今年度は、3 年目のまとめの年になりますので、現行のあおばとプランが終わった時点で、各学校の状況についてもお知らせしていきたい

と考えております。

佐藤委員

新しいあおばとプランについて

次は、井川議員の質問にもありましたけれども、新しいあおばとプランについて何点が質問したいと思います。新しいあおばとプランを作成するに当たっては、現行のあおばとプランの検証というものが当然必要かとは思いますが、この検証の仕方というのは今のところどういうふうに考えているのでしょうか。

（教育）指導室長

現行のあおばとプランについては、今 3 年目で最終年度を迎えておりますので、これまでも各学期ごとに進ちょく状況を調べておりますけれども、現在 88.7 パーセントで、65 項目がどのように達成ができたのか、また、現段階の課題として教育長からも話させていただいておりますけれども、やってはいるもののその内容の充実がまだ十分ではないというところもあります。あと半年ありますので、その中で内容の充実を図りながら、すべての項目においてどれだけ実施できたのか、そういうことを検証していきたいと考えております。

佐藤委員

検証するに当たってはどこの部署で行う予定でしょうか。

（教育）指導室長

現在も指導室が中心になって行っておりますので、指導室で検証していきたいと考えております。

佐藤委員

その検証については、現在よく言われている外部評価という話がありますけれども、そういうことを考える予定はございませんか。

（教育）指導室長

今、新しい計画にかかわって、それぞれの教育団体に意見を募集しております。その中で、これからの小樽市の学校教育にかかわる方向性の御意見をいただいているわけなのですが、現行のあおばとプランの各目標の項目に沿ってどうであるかという、そういうものも含まれて意見も出てきておりますので、その中のそれぞれの方の御意見が外部評価にかかわるものと考えています。

佐藤委員

それで、新しいあおばとプランに関しては、スケジュールは井川議員の質問でも答弁をいただいたのですが、新しいあおばとプランにかかわる新しい構成委員、まだこれから決められるのだとは思いますが、おおむねどういう団体の方たちに入っていくかというような目安がありましたらお知らせください。

（教育）指導室長

新しい計画の作成委員会につきましては、校長、教頭、それから教員、それと教育委員会職員で計画案をつくる委員会を立ち上げております。それで、現在、「教育の日」を進める会の構成団体というのが、18 団体あります。校長会、教頭会をはじめ総連合町会とか青年会議所、商工会議所、防犯協会、さまざまな団体で 18 団体なのですが、それぞれのところに現在、意見募集をお願いしているところでございます。

佐藤委員

それと最後に、井川議員の質問でスケジュールについて答弁をいただきましたけれども、もう一度スケジュールのほうを確認しますと、10 月から 11 月には計画案についてのパブリックコメントを実施し、12 月までには新しい計画を示す予定であるという答弁をいただきました。もう少し詳しいスケジュールというのは今ありますか。

（教育）指導室長

作業工程につきましては、7 月 18 日を各団体からの意見募集の締切としておりまして、それからそれらの意見を生かしながら計画案の作成に入ります。計画案が作成されましたら、1 か月程度パブリックコメントをしなくては

いけないということになっておりますので、その期間を10月から11月と予定しております。その後、パブリックコメントでいただいた市民からの意見なども生かしながら、11月末の教育委員会で最終的に新しい計画を策定していきたいと考えております。

佐藤委員

そうしますと、新しいあおばとプランに関する議会に対する報告というのは、いつの時点を予定されていますか。

（教育）指導室長

新しい計画の作成作業については、今回の総務常任委員会で報告させていただく予定でございます。また、計画ができた段階で、第4回定例会の総務常任委員会で新しい計画について報告させていただく予定になっております。

佐藤委員

それでは、新しいあおばとプランを楽しみにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校改善支援プランについて

続きまして、やはり同じく井川議員の一般質問の中から、学校改善支援プランにかかわる学力向上ということで質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、昨日、吹田委員の質問に対して教育長は、当然学校だけでなく地域の力もかりながら、教育力というのは向上させなければならないという答弁をされていましたが、現在、学力向上検討委員会が設置されていて、そこで五つのポイントに基づいて、学力向上についてはこれから実施するのだという話をされておりました。その中で五つのポイントというのは、いわゆる学力テストの結果を受けての今後の傾向というか、こういうふうにしなさいというような五つのポイントではないと私は理解しているのですが、この五つのポイントから具体的にどのような作業で子供たちの学力をアップさせるのかというのが、このまとめられたものには見えないと私は感じるので、今後この五つのポイントを基に、具体的にはどのような形で学力を向上させるのかということが、今の時点でもし決まっていたら、若しくは方向性が見えているのでしたらお示しさせていただきたいと思ひます。

（教育）指導室長

委員の御指摘にあります、北海道教育委員会から出されている北海道学校改善プランの事例の中にもあります、「学校改善の取組として協議会等を組織し、調査結果の分析や改善策を明らかにして学校改善を図る」という取組、本市の場合はこの事例に合ったような取組をしているところでございます。それで、学力向上検討委員会を立ち上げて取り組んでいるわけなのですが、学力向上検討委員会の取組の内容といたしましては、全国学力・学習状況調査結果の分析、それから指導上の改善点の明示、報告書の作成、配布、それから説明会の開催ということで、これまで既にやってきたことばかりでございます。

それで、指導改善の5ポイントが学力向上検討委員会から提示されて報告書にも示されておりますけれども、これに基づいて、現在、市教委で取り組んでいることをお知らせします。

1点目の「子ども一人一人の勉強でのよさを認めほめるなど、学習意欲を向上させる指導の充実」とあります。これにかかわってはスキルアップ講座を開催しまして、意欲が高まる学級経営や学習指導の講座、これを5月15日に開催したところでございます。また、各学校では体験的な学習の充実に力を入れておまして、これから学芸員等の派遣にかかわるような資料を作成していきたいと考えております。また、4月15日には、意欲を高めるための啓発資料も各学校に配布しているところでございます。

2点目のポイントとして、「基礎・基本など、学習した事柄を確実に身に付けさせる指導の充実」につきましても、これもスキルアップ講座で、先日「これからの学習指導1」ということで、いかに基礎・基本を身につけさせていくのか、さらにこれから求められている思考力、そういうものをどうつけていくのかという講座を開催しました。この後、「これからの学習指導2、3」ということで、実際に教員に1回目の講座を生かした授業をしていたら、それを見て研究、協議を深めていきたいと考えております。それから、あおばとプランで現在基礎基本1

校 1 実践に取り組んでおりますが、この各学校、全学校の取組を紹介していきたいと考えております。

それから、T T の加配校指導方法工夫改善連絡協議会をつくっておりますけれども、これを開催し、さらに授業交流を深めていきたいと考えております。

3 点目のポイントとして、「日常生活との関連を図るなど、実感を伴った指導の充実」についてですが、これは総合的な学習の時間の改善・充実を図って、今、取り組んでいるところでございます。また、指導資料の発行をしまして、学習指導の中で授業で習ったことと日常生活の関係をどう図っていくか、そういう啓発資料も発行していきます。

それから 4 点目、「家庭における学習習慣や基本的な生活習慣の育成を図るなど、学校と家庭との連携の充実」。これにつきましては 4 月 15 日に啓発資料として、「身につけよう基本的な生活習慣・家庭での学習習慣」を発行いたしました。全家庭に配布したところでございます。これにつきましても、各学校が学級指導の中で常に学習習慣、家庭での基本的な生活習慣について保護者に伝えているところでございます。それから、5 月 9 日に市 P 連の総会にも参加させていただいて、このことについてお願いしているところであります。

最後に「読書に親しむ場や機会の充実を図るなど、読書活動の推進」のポイントですが、これはあおぼとプランの中でも今、10 分間読書の推進をやっておりますし、小学校におきましては、母親の読み聞かせも大分広がってきております。これもさらに進めていきたいと考えております。

佐藤委員

全国学力・学習状況調査について

いわゆる学力テストに関しては、平成 20 年第 1 回定例会の総務常任委員会でごなたかから、今年度、潮陵高校から東大に 2 人入学したと、小樽の学力も捨てたものではないという話を聞きましたけれども、実はその 2 人も余市町出身の生徒だったということを見ると、やはり小樽の学力はまだまだアップさせなければ、向上させなければならないのではないかと考えます。今年度は終わったばかりですから、昨年度の学力テストに関しては、おおむねその内容もさまざまな方から質問され、答えていただいているところですが、実施に当たっては、国からお金が出るという話なのですけれども、1 回当たりどれぐらいの費用がかかったのでしょうか。

（教育）指導室長

平成 18 年度に本市で独自に学力・学習状況調査を市内の全中学校 1 年生で実施したのですが、おおむね 60 万円から 70 万円の費用でございます。

佐藤委員

そんな中で、私も一時期小樽市 P T A 連合会に入っていたということもありまして、その構成される委員の方から、「小学校 6 年生と中学校 3 年生が、今、学力テストを受けている学年ですけれども、自分の実力を知る上では、その 2 学年だけではなくてほかの学年でもぜひ学力テストを実施してもらえないかと聞いてもらえないだろうか」というお話があったのですけれども、そんな中で今、昨年度にかかった 60 万円という金額が今後増えるということになれば、まだまだ教育委員会の学力テストにおける予算というものは足りないのではないかと。これを全学年でやるということになると、かなりの予算が必要なわけですが、ただ子供の教育に関しては大変重要ですので、まして先ほども言いましたけれども、小樽というのは決して学力の高い地域ではないということを見ると、どうしても自分の学力を知り、その結果に対する方策として何をしなければならないのかということを確認する必要があります。国では小学校 6 年生、中学校 3 年生の 2 学年だけですけれども、小樽市独自としても構いませんので、できれば全学年を対象というわけにはいかないかもしれませんが、そのような形で学力テストを実施していただきたいと思っております。それに関しては当然予算も必要だとは思いますが、この件に関して、教育長は、どのようにお考えでしょうか。

（教育）指導室長

市独自で平成18年度に中学校1年生を対象に学習到達度調査をやったのですけれども、以前から教育研究所のほうに小中学校各種検査経費ということで予算をいただいております。これは市全体でやるということではなく、各学校の希望によって調査を実施する場合については教育研究所に申し出て、教育研究所でも資料を提供しながら実施しております。この実態ですけれども、19年度については50万円ほどの予算をいただいて、執行額としては53万円ほどになっていますが、小学校で10校、中学校で5校、合計15校が活用しております。ただ、本年度はこの予算の削減がありまして、39万円ほどに減っているところなのですが、逆に学校からの要望が増えておりまして、学校数は全体で16校と変わらないのですが、今、6年生だけしかやっていませんので、委員の御指摘にあったように1年生から5年生もやってみたいというところが増えまして、今の予定ですけれども、90万円ほどがこれからかかって、五、六十万円ほど足りなくなるというような、うれしい悲鳴なのですけれども、そういうような状況が生まれているということでございます。

教育長

学力・学習状況調査について市民の皆さん、委員に理解してほしいと思うのですが、実は先ほど冒頭に佐藤委員のほうから東大ですとか、そういうお話もありましたが、これの本来の目的としては、やはり学力向上の前にたくさんの子供たちが学ぶべきことが十分理解できていないという場面がすごく多いものですから、このテストを進める側といたしましては、まずは確に子供の実態を把握して、落ちこぼれているところ、力が不足しているところ、そういうところを十分補って、さらにその上に立って、今指導室長から話しましたように、学力向上のための手だてというふうなやり方を考えているところでございます。

ですから、私どもとしては、ぜひ各学校でも実態を十分に把握していただきたい。また、個人にも把握していただきたい。さらには教える側として、その自分の教えた子供たちの落ち込んでいる部分をいかに指導していったら、そして学力向上につなげていきたいというのが大きなねらいでございまして、決して子供たちのランクでありますとか、それからどこどこ大学うんぬんとか、そういう思いではございませんので、そのところは御承知と思いますが、十分御理解いただければと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

学校のアレルギー疾患対策について

初めに、代表質問の中で質問させていただいた学校のアレルギー疾患対策について、質問をさせていただきたいと思えます。

質問の中で、ぜんそく、アトピー性皮膚炎などの生徒に対しまして、教育現場で取り組んできた対応などを聞かせていただきました。答弁の中で、ぜんそくですとかアトピー性皮膚炎に対しましては、薬の保管場所ですとか、また、スキンケアをする場所の提供を行っているという答弁がありましたけれども、どのように保管をされているのか、また、その提供場所というのはどこになっているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

アレルギー関連で薬の保管とかスキンケアの場所の提供ということなのですけれども、症状によりまして薬を学校に持参してくる場合があります。その場合も、薬によってはいわゆる冷所保管が必要な薬もあります。そういう場合には保健室の冷蔵庫に、学校に滞在する期間中、そこに保管しているという状況になります。それと、症状によりましては、薬を学校滞在中に塗らなければならない、あるいは飲まなければならない。薬を塗る場合に、例えば衣服を脱いで塗らなければならないなど、一般の教室ではなかなかできないというものにつきましては、保健

室でカーテンなどを仕切って、そこで塗っているという状況になっております。

千葉委員

次に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの中で、アレルギーによるアナフィラキシーショックに対処する内容、またエピペン使用に関する内容が示されているのですけれども、この内容について考えを含めてお聞かせ願います。

（教育）学校教育課長

エピペンに関するお尋ねでございますけれども、エピペンといいますのは、アレルギーによりますショック症状に対応するために医師から処方される注射液なのですけれども、これにつきましては従前から、その使用につきましては本人あるいは保護者が使用するものであって、それ以外の第三者が使用する場合には医師法違反になります。そういう症状になったときに、周りにいる第三者が使えるようにやはり法改正が必要ということが定説になっております。

今回のガイドラインでは、それにつきまして医師法違反にならないと考えられるとか、あるいは刑事、民事上の責任についても、その責任が問われないものと考えられるという表現をされておりますので、それからいきますと何か第三者が打っても違反にはならないような表現になっているものですから、文部科学省のほうに問い合わせたところ、まだ厚生労働省あるいは法務省とかと調整した後の結果ではないということで、あくまで一つの考え方として書かれているだけであって、従来のいわゆる定説の部分覆すことで、今回記載されているわけではないという話でありました。

千葉委員

アナフィラキシーショックに関しましては、命にかかわることもあるということで、今、エピペンの使用方法についてのさまざまなことはこれからということだと思っておりますけれども、万が一そういう児童・生徒がいた場合、今、そのようなことで使えないとなると、本人が意識を失うと本人も使えない。家族がそばにいないとなると、教員と周りにいる方との連携というのが非常に大事になってくると思うのですが、その連携については何か学校での取決めといったものはあるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

エピペンの使用に際しましては、今答弁したとおりの法解釈になっておりますので、そうするといざ実際にそういう緊急の状態になったときにどうするのかということが実際問題として残るわけですけれども、通常アレルギーショックが出たとき、まずその症状が、例えば食物を食べたから、あるいは昆虫に刺されたからといって、そういうことによっていきなり即意識がなくなるということは、まず普通は考えられません。ある程度の時間がたって徐々に意識が落ちていくというものですから、そういう昆虫なり食物なりでもし症状が表れてきたら、第三者が打つのではなくて、本人に症状が出てきた可能性があるから打ちなさいということで、まずそれから取組をするようにということでは考えております。

千葉委員

その対処の方法以前に、児童・生徒が持っている個々のアレルギー疾患の症状ですとか、そういうことを把握することが非常に大事だと思うのですが、このガイドラインの中で学校生活管理指導表の活用についてということで示されておりますけれども、小樽市での活用方法についての考えなどがございましたら教えてください。

（教育）学校教育課長

管理指導表につきましては、従前いわゆる心疾患に対応するためにつくられていますけれども、これをアレルギー疾患にも使用してはどうかということで、このガイドラインで提言されております。現在、市内におきましては、就学時健診におきましてもアレルギー疾患についての調査項目がありまして、その調査結果に基づきまして、それぞれの学校でそれぞれの症状に応じた取組を実施しておりますので、今、この管理指導表が示されましたけれども、

これを特に指導表に切り替えていくということは、今のところ考えておりません。

千葉委員

保護者からの申出などを学校側できちんと周知されていれば大きな問題は起きないと思いますので、疾患を抱える児童・生徒の生活に細心の注意を払っていただきたいというふうに考えています。

いじめへの対応について

私の代表質問の中でも、疾患を抱える児童・生徒に対して、さまざまな個別の対応が必要になってくるということで、そういう中でそれがいじめにつながるケースはないかという質問をさせていただきました。答弁の中では、そういうケースに対してのいじめの件数はないということだったのですが、このいじめということに關しまして、小樽市でも何十件か何百件か上がっていますけれども、いじめの要因というので一番多い理由というのは小樽市ではどのようになっているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

冷やかしゃからかい、又は悪口を言うなどというものが多くなっております。

千葉委員

今、本当に児童・生徒の少子化が進みまして、学校で行われるさまざまな行事ですとか、そういう内容にもいろいろと工夫をされていると思うのですが、相談を受けた件で話をさせていただきたいのですが、あおばとプランにもありますように、子供の豊かな心を育てるですとか健やかな体をつくるということがうたわれていますけれども、さまざまな学校で行われる行事に対して、例えば運動会であれば、本当に小さな小規模校であれば、地域の方を含めた中で競技も行われて、さまざまな工夫をされているというのもよくよく承知しております。ただ、学校において、その競技の内容自体が、一部の生徒を省くような競技が実際に行われているということで、それはやはり学校側の工夫が必要ではないかというふうに考えているのですが、偶然、昨日、各学校長ですとか教頭のところを訪問を継続的に行って、問題点を伺ったりとかというお話を伺いましたけれども、そういうことで問題点として上がってきているケースというものはあるのでしょうか。

（教育）指導室長

学校にいろいろな保護者からの苦情等、それからいじめ等の問題も上がってきているかと思いますが、私たちがいろいろ保護者からの苦情等を学校からも受けているのですけれども、いじめの実態調査の中身は大まかな項目になっていますので、具体的にそういう行事でどうのこうのというところまで十分把握はできていないかもしれません。具体的に母親が相談窓口のほうに寄せられたものについては、私たちのほうで学校にも指導して対応しているところでございます。

千葉委員

少し回りくどい言い方をしてしまいましたけれども、運動会ですと、例えば個人競技で参加するとか団体競技にみんなで参加する、また、リレーに関しては代表を応援するという形で、それぞれ自分のいいところや悪いところも確認しながら、子供たちの競争心とかを養っていく場でなければいけないというのをすごく感じているのです。ただ、私たちの時代という話を例に挙げていいかどうか分かりませんが、リレー競技は、クラスで例えば5名とか10名とか一部の足の速い子供が代表で出て、それをみんなで応援するという競技だったと思うのです。それが今、少子化の中でクラスの人数が少なくなりまして、それは工夫をすれば何とかなる競技だと思うのですが、クラスの25名中20名が代表に出て、5名がそれから外れてしまう。それも授業での練習中から何もしないでただ見ているだけということに關しましては、非常に心を痛めたのです。それで、何とか代表にならなくても一緒に練習に参加できるとか、また、その競技内容をもう少し学校のほうで工夫をしていただきたいということを申し述べたいというふうに思います。

（教育）指導室長

委員が御指摘のことについては、やはり少子化がもたらす一つの問題ではないかと思っておりますが、これはたぶんその学校で25名中20名が代表というのは、もともと2クラスあって紅白でやっていたころ、クラスから10名ずつの代表が出てやっていたのではないかと思うのですが、それが少子化によって1クラスになってしまったため、今はクラスを半分に分けて紅白にしている。それで、その代表を出すために10人ずつ、赤10人白10人を出すから20名の代表を選びなさいと。まだ1クラス40名近い学級であれば、さほどでもないのですが、実際に残された5名で大変嫌な思いをしているのではないかと思います。学校のリレーの場合、紅白1名ずつがリレーをするわけではなくて、赤なら赤でさらに細分化して、赤と茶色に分かれて赤組、白と黄色に分かれて白組とか、4名から6名程度のコースをつくって走っていくのではないかと思います。それで、やはり学校としては前例踏襲でこのようなことをやられていて、実態にだんだんそぐわなくなっているということが出てきているのではないかと思いますので、こういうような課題があるのであれば、子供たちの心情にも十分配慮して工夫した競技が必要かと思しますので、今後も学校のほうに伝えていきたいと思っております。

千葉委員

その点についてはよろしく願いいたします。

次に、子育て支援策のほうに質問を移したいと思います。

母子相談事業について

代表質問の中で母子訪問指導事業について伺いました。この中で母子訪問指導事業について、医療機関などから依頼があった場合も訪問指導を行っているという答弁がございましたけれども、病院からのどのような依頼で訪問をされているのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

お尋ねの医療機関からの依頼についてでございますが、平成19年度依頼がありました件数としては66件で、そのうち他の地域から転入してきた方が8件ありますけれども、それ以外の58件については病院からの依頼になります。内容といたしましては、低体重児、未熟児のために経過を見てほしいという依頼が66件のうち26件で、全体の40パーセントを占めております。その他の依頼内容としましては、発達上問題があるので経過を見てほしいですとか、それから母親の子供に対する育児態度に心配な点があるということで依頼になった件数が12件、それから育児不安がとても強いので経過を見てほしいというケースが9件という内容になっています。

千葉委員

育児態度とおっしゃったのですか。

（保健所）山谷主幹

子供に対する接し方にぎこちなさですとか、何か問題があるように見受けられるケースということでございます。

千葉委員

答弁の中で総合健康相談ですとか、まちかど子ども健康相談を実施しているということだったのですが、そちらのほうの相談内容を主なケースで結構なのですが、教えていただけますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

まず、それぞれの相談の内容がどのようなものかということでございますが、例えばテレホン育児相談などでは、子供の発達や発育、それからこういった症状があるけれども心配はないだろうかというような症状や疾患に関する相談が多くございまして、テレホン育児相談は昨年度565件ございましたけれども、こういった相談がほぼ40パーセントを占めている状況でございます。

それから、総合健康相談においては、昨年度305人の方が相談に見えておりますけれども、相談の内訳といたしましては、例えば肥満であるとか、やせているとか、身長が低いとか、経過を見ている方も含めてでございますけれ

ども、そういった体格に関する相談がほぼ 6 割を占めておりまして、それ以外では栄養に関する相談ですとか、それから育児の上での心配でいらした方ですとか、あとは発達について心配があつての相談ということで、残りこういった相談で大体 4 割ぐらいという状況でございます。

千葉委員

やはり子育てに関しては、さまざまな相談内容があるというふうに考えています。この相談窓口が非常に重要な役割を担っているということを感じています。答弁の中で、平成 21 年度から実施する予定で検討しているという、こんにちは赤ちゃん事業がございますけれども、この概要というのは、健全な母子関係の基礎が確立されると言われる生後 4 か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問して育児相談に応じるものというふうにございました。代表質問の中でも事例を挙げて質問させていただいたのですが、自治体によっては生後 2 か月とか 6 か月の赤ちゃんのいる家庭を訪問するとか、また、第 2 子以降は、全戸訪問するとか、対応が若干さまざまでございますけれども、来年度に向けて小樽市としてはどのような内容で実施するお考えか、お答え願います。

（保健所）山谷主幹

こんにちは赤ちゃん事業に関しましては、委員がおっしゃいましたように、他地域では実施時期が 2 か月までに、又は 3 か月までに行うところとさまざまでございますが、小樽市としましては国で示しております 4 か月までの間に一応全戸訪問をする予定で現在、検討しております。

千葉委員

この事業を行うに当たりまして、訪問という形になるのですが、どのような方が訪問をされて、また、今までの訪問件数の倍ぐらいになるかと思うのですが、その人員の確保というのは大丈夫なのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

まず、実施者についてでございますが、実施する方法としては大きく分けますと保健師や助産師が行う方法や、それから地域のいろいろな人材といいますが、ボランティアを含めた人材の方に来ていただく方法や、それからそれぞれをミックスした形での実施方法など、大きく分けて三つぐらいあるかと思えます。現在のところ、実施者としては保健所が中心になりまして、保健師や委託助産師を中心に行う予定で検討をしております。また、人員の確保につきましては、現在の人員の中で実施ができないかどうかということで検討をしているところです。

千葉委員

この事業に期待できる効果というものを、小樽市保健所としてはどのように考えていらっしゃいますか。

（保健所）山谷主幹

事業の効果についてということでございますが、現在の母子訪問事業につきましては、例えば初めての子供をお持ちの方や、それから未熟児の子供を持つ方など、発達や、それから育児に関する不安などが多いのではないかと想定される、どちらかというと発達や育児の上でいろいろ問題が生じやすいようなリスクの高い方を中心にして行っております。ただ、第 2 子以降の子供を持つ方についても、そうした育児上の不安ですとか、母親の面で考えますと、産後は心身ともに大変不安定な時期でございますので、どの方についてもやはり心配や不安があると思えますので、そういった方々を対象に全戸訪問し、きめ細かく心配や不安などに対応することによって、母親の心身の健康増進ですとか、あるいは子供が順調に発達するようといった支援につながるのではないかとこのように思っております。

それから、生後 4 か月までは虐待が起きやすい時期というふうに言われておりまして、訪問することによって家庭環境などを把握することができますので、虐待の行為自体に至ってなくても、何か育児上に問題を抱えているようなケースも把握できるかと思えます。そういったケースには継続した支援が必要になってくるかと思えますので、そういう中で早期対応、児童虐待の防止といったものにつなげていけるのではないかとこのように考えております。

千葉委員

今、説明があったとおり、児童虐待も最近では非常に増えているということで報道もされていましたが、産後うつについてもやはり 1 割以上が重症になっていくということで、そのままの形で保育園、幼稚園に行かれるまで母親が引きずって、児童虐待につながるケースもあるというふうに伺っておりますので、この全戸訪問によりまして、母子にとって必要な支援に何とか結びつけていくような取組であっていただきたいというふうに考えております。

がん対策推進基本計画について

続きまして、がん対策推進基本計画について若干お伺いしたいと思います。

この計画の概要について簡単に説明していただけますか。

（保健所）健康増進課長

がん対策推進基本計画の概要についてであります。現在がんは日本におきましては昭和56年から死因の第 1 位を占めておりまして、約30万人の方が毎年亡くなっております。しかし、先進国の中では日本の死亡率は逆に低い状況になっております。こうした中で国のほうでは、平成19年に、がん対策基本法に基づきましてがん対策推進基本計画を策定しており、平成19年度から23年度までの5か年を対象といたしまして、がん対策の総合的・計画的な推進を図るため、その基本方向について定めております。また、この基本計画につきましては、都道府県が策定いたしますがん対策推進計画の基本となるものです。

内容につきましては、重点的に取り組むべき課題として三つ掲げておりまして、一つ目には放射線療法及び化学療法の推進、並びにこれらを専門的に行う医師等を育成すること、二つ目といたしましては、がんの治療の初期段階からの緩和ケアの実施、三つ目には、がん対策の基礎となるデータの把握・提供が諸外国から見て非常に遅れていることから、がん登録の推進ということになっております。

また、全体目標を一応設定しておりまして、10年以内にがんによる死亡者の減少、75歳未満の年齢調整死亡率の20パーセント減少を目標に掲げているほか、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上という二本柱となっております。

千葉委員

今、るる説明がありましたけれども、国・道で進めていく内容もあると思いますが、死亡率20パーセントの減少を目指していくということで、がんの早期発見のために、この中ではがん検診の受診率を5年以内に50パーセント以上にしていこうというふうな指針も示されております。小樽市の現状についてお伺いをしますが、私は女性の立場ということで、乳がん検診、子宮がん検診の受診率については、どのように推移していますでしょうか。

（保健所）健康増進課長

保健所が実施いたしました子宮がん検診、乳がん検診の受診率についてでございますが、子宮がん検診につきましては、平成18年度受診者数2,820人、対象者に占める受診者数の割合をそれで見ますと14.3パーセント。19年度受診者数3,282名、受診率16.2パーセントと、若干高くなっております。また、乳がん検診につきましても、平成18年度受診者数1,338人、受診率7.9パーセント、19年度受診者数1,995人、受診率11.7パーセントということで、こちらも若干高くなっております。

千葉委員

受診率が非常に低くてちょっと驚いたのですけれども、全国的に見ましても20パーセントに行くかいかないかということでお聞きしていますが、小樽市もそれ以上に検診の受診率が低いということも実感しております。

子宮けいがんについて

ここで子宮がんの見地についてお伺いしたいのですが、今、いろいろ取りざたされております子宮けいがんについて教えていただけますでしょうか。

（保健所）健康増進課長

子宮けいがんについてであります。子宮につきましては構造上、体部とけい部に分けられておりまして、子宮けいがんにつきましてはけい部にできるがんということになっております。こちらのほうのがんにつきましては、ヒューマンパピロームウイルスの感染がリスク要因になっております。また、全国での子宮けいがんの年齢別のり患率を見ますと、20代後半から40歳前後まで増加した後に横ばい傾向になりまして、再び70歳代後半になりますと増加する傾向になっております。なお、近年り患率、死亡率ともに性行動が活発となる若年層での増加傾向があります。

千葉委員

がんの中にもさまざまあると思うのですが、この子宮けいがんというのは、ヒトパピロームウイルスとも呼ばれておりますけれども、このHPVによって発症するがんということで、報道では、日本で年間7,000人ほどの女性の方が子宮がんを発症するうち、何と約3,000人の方が死亡するというので、非常に高い死亡率なのです。説明がありましたように、子宮けいがん発症の年代というのも年々若年化してきて、今、20代から40代ということで答弁がありましたけれども、非常に死亡率がまず増えていることと、また、それが若年化しているということで、この子宮がんの検診については、非常に受診率を高めなくてはいけない現状にあるのではないかとこのように考えますが、いかがですか。

（保健所）健康増進課長

先ほどのがん対策推進基本計画の中でも、がんの早期発見については最重要項目というふうになっておりまして、がん検診の受診率を5年以内に50パーセント以上とすることとありますので、小樽市保健所といたしましても、子宮けいがん、乳がん検診などについて、これからも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

千葉委員

ある専門家の話によりまして、ウイルス性のがんということで、このウイルスに対するワクチンを投与すると、ほとんど100パーセント防げるがんであるということが今わかってきました。そのワクチンにつきましては報道等でもありますけれども、一応厚生労働省としても認可の承認に向けて今動き出しているようではありますが、その前にやることとしては、やはりこの子宮がん検診の受診率を高めなくてはいけないというふうに思いますし、早期に発見するという意味では、何とか保健所のほうでも啓発に力を入れていただきたいというふうに思います。

この子宮がん検診の内容は細胞診というふうになっておりますけれども、一応HPVの検診もこの二つを同時にやりますと、本当に95パーセントを早期に発見できるということも実証されておりますので、予算ですとかいろいろあると思いますが、その啓発、また、次年度に向けてのHPVの検診も含めた取組をぜひお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

今、委員がおっしゃいましたように、非常に効果的だということは資料等で、保健所のほうでもある程度把握しておりますが、非常に費用等がかかりますので、すぐ実施するということになりませんが、子宮がん検診につきましては、まず検診の受診率の向上ということで、これからも啓発に関して努めていきたいというふうに考えております。

千葉委員

よろしく願いいたします。

おたる水族館について

最後に、水族館について質問をさせていただきます。

観光の面に関しましては、各議員のほうからもいろいろ対策について質問等がありました。今、小樽市でも何とか継続的にリピーターを増やそうということで、さまざまな取組をされていると思っておりますけれども、おたる水族館

も小樽市の特色ある施設だというふうに考えています。入館者数に関しましては、ここ 3 年ほどの推移はどのようになっていますでしょうか。

（産業港湾）観光振興室 藤井主幹

おたる水族館のここ 3 年間の入館者数の推移を申し上げます。平成 17 年度が 31 万 7,580 人、18 年度が 32 万 1,195 人、19 年度が 33 万 3,340 人でございますので、いずれも日にちは若干ずれてはいますが、開館日数は 270 日ですので、過去 3 年間で言うと、わずかですが少しずつ伸びているということで考えております。

千葉委員

本当に旭山動物園のほうに人気が奪われているという話もありまして、道内の観光客の方をいかに呼び込めるか、また、地元で愛される水族館ということで、水族館ではさまざまな取組をしているということも重々承知をしております。これはちょっと提案なのですけれども、今、ゴマファザラシの 2 頭目の赤ちゃんが生まれたということで、名前の募集などを工夫されてやっているのですが、名前だけではなくて、札幌市の円山動物園では、今年度からアニマルファミリーということで募集をしているという話も伺っています。これがどういう内容かということ、要は 1 口 5,000 円、募集になっている自分の好きな動物へのえさ代として寄附をするという形になっていまして、その 1 口 5,000 円に對しまして無料の入園切符を送ったりですとか、また、その動物の成長のメールを送ったりですとか、家族ぐるみで、ただ動物を見に行くというだけではなくて、自分の家族に会いに行く。また、自分がえさ代を出している動物、家で飼えないそういう動物に対して会いに行くというような取組をされているということでした。

おたる水族館でもこれは小樽市には海があるということで、非常に特色のある施設だと思っておりますし、何かこういう取組も特色のある取組だと思しますのでぜひ提案をしたい、また、それを伝えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室 藤井主幹

円山動物園のほうのアニマルファミリーというのは、ホームページで私も見させていただいて、非常におもしろい試みだというふうには考えてございます。単にえさ代を得るといよりは家族、ペットブームですから、どちらかということ、すぐ手に入れられない、札幌市の事例ですと絶命危く種のホッキョクグマとかチンパンジーというような動物に対してそういう形でいただいているということで、親近感を持たせるもので、水族館についてもこうしたことで、親しみを持たせるというのもおもしろいと思います。今おたる水族館もバックヤードツアーとか、いろいろなことは取り組んでいますけれども、これはまた新たな取組の参考事例になると思いますので、その部分についてはおたる水族館のほうに伝えたいと考えています。

高橋委員

単品スライド条項の運用について

初めに、単品スライド条項の運用についてお聞きしたいと思います。

先日、国土交通省から、資材の高騰を踏まえて、この単品スライドの条項の運用が発表されたわけですが、まずこの単品スライド条項の運用の内容について、概要の説明をお願いします。

（財政）契約管財課長

単品スライド条項でございますけれども、特別な要因によりまして、工期内に主要な工事の材料の価格が著しく変動いたしまして、工事請負代金が不適當となった場合に、その請負代金額を変更できるという規定でございます。

高橋委員

小樽市では過去に運用されたことがありますか。

（財政）契約管財課長

この規定は昭和 56 年ぐらいから契約約款などに盛り込まれてきておりますけれども、以来適用されたケースはた

ぶん全国的にもないと思います。

高橋委員

今回が初めてのケースだというような話ですけれども、市にとっては非常に工事が少ないということで、影響がどのくらいあるのかというのは気になるところですが、市長部局においては、これに関してどのような影響があるか、説明をお願いします。

（財政）契約管財課長

私どもで聞いた限りでは、現在、今回の対象となる資材というのは鋼材類、それから燃料油ということでございますけれども、特に大きい鋼材類を使った工事はないということで、影響するものはないのではないかと見通してございます。

高橋委員

市長部局以外ではどうですか。

（水道）整備推進課長

現在、水道局が発注している工事でありまして、この国の対象としております鋼材類につきまして、大きく鋼材類を使用している工事といたしましては、現在行っています中央下水終末処理場において、昨年 6 月から新たな焼却炉の建設に伴いまして建築工事を行っております。これが来年 3 月までの工期で行っております。この工事の中で、本工事は鉄骨づくりが構造的なものでございまして、鉄骨工事が全体の約 3 割を占めてございます。鉄骨の製作につきましては本年 3 月で完了しております、現在は別に発注しております機械工事との調整を図りながら、鉄骨の立て方を現場で進めている状況でございます。

鋼材類の物価変動につきましては、ここ 3 か月で非常に急騰しているというふうに承知しておりますけれども、今申し上げましたとおり、製作が 3 月で完了しておりますので、請負業者のほうからはこの状況において変更する状況ではないというふうに伺っております。

高橋委員

それでは質問を変えたいと思います。

財政健全化計画について何点かお聞きしたいと思います。

平成 20 年度の増収対策について

第 1 回定例会では入りの部分は十分議論をさせていただきました。今日は出を中心に質問させていただきますけれども、初めに入りの部分で平成 20 年度の増収対策をお聞きしたいと思います。

（財政）中田主幹

平成 20 年度の増収対策ということのお尋ねですけれども、従前から行っている市税や税外収入の取組を引き続きやっていくというのが、まず基本だということで進めております。それと、昨日、納税課長のほうから給料関係のものを評価してやっていくようなことも話がありましたので、そういうような部分も含めて取組を進めていくということで考えております。

高橋委員

それで、今年ふるさと納税というのが話題になっておりますけれども、若干淡い期待もあるのかというふうに思っているのですが、これについてはどのように考えられておりますか。

（財政）中田主幹

今のふるさと納税の話は、財政健全化計画を策定した時点ではまだ話が出ていなかったものですから、財政健全化計画上では収入という形では見てございません。

高橋委員

期待をされていると思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

財政部長

大変に期待はいたしております。ただ、今、基金ということで、寄附条例をつくりまして、主にそこで掲げた事業にちょうだいでいこうということにはなっておりますけれども、そういう面でいきますと、いただいた寄附のものにつきましてはその財源として一部使わせていただくということになりますので、それが直接財政上の黒字要因という形にはならないかと思っておりますけれども、でも少なくともそういう事業に当てていく財源として使わせていただけるということについては、非常に期待をしているというところでございます。

高橋委員

公的資金繰上償還の概要と効果額について

それでは、出の部分ですけれども、公債費ですが、平成19年度から21年度までの公的資金の借換えを計画しているわけですけれども、この主な内容と効果額についてお願いします。

（財政）財政課長

公的資金繰上償還の概要と効果額について答弁いたします。

制度の概要でございますが、昔、借入れをした高金利の地方債の公債費負担を軽減するというふうな目的のために、公的資金繰上償還のための健全化計画というものをつくりまして、公的資金の繰上償還を行うものでございます。対象期間は、今、委員がおっしゃったように平成19年度から21年度の3か年間。対象となる資金は、公的資金でございますので、資金運用部資金あるいは簡易生命保険資金あるいは公営企業金融公庫資金、こういったものが対象となっております。高金利の地方債ということでございますので、5パーセント以上の金利の地方債、こういったものが対象となっております。これを繰上償還するわけでございますので、その財源が必要になってきますけれども、この繰上償還の財源につきましては、必要に応じて民間資金等による借換えで発行するということになっております。

本市の場合におきましては、普通会計で23億円をはじめ、水道事業会計、下水道事業会計を含めると166億円の繰上償還額と、財源の必要な借換債の発行というふうな形になっております。

それで、効果でございますが、今言いました普通会計から下水道事業会計、企業会計も含めまして、おおよそ22億円の効果というような形になっております。

高橋委員

それで、これ以外に高利なものというのはあと残っているものはありますか。

（財政）財政課長

基本的に15年以上償還したものの、たったものが対象となりますので、それ未満のものにつきましてはこの制度の対象にはならないというふうになっております。

高橋委員

それで残りはあるのですか。

（財政）財政課長

残りはございます。

高橋委員

あとどの程度あるのですか。もし金額がわかれば教えてほしいのですが。

（財政）中田主幹

高金利の起債の残高でございますけれども、民間の資金は11年ぐらいに借換えを行っておりまして、高いもので3パーセント台のものが残っております。民間は借入期間が10年ないし15年ぐらいなものですから、そのぐらいの程度になっているのですけれども、今の今回5パーセント以上のものが対象となっておりますので、その四、五パーセントのものが政府系の金融機関でいくらか残高が残っております。今、データがないものですから、金額は

後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

高橋委員

気になるのが公債費の関係の見直しで、実質公債費比率が18パーセントという数字をクリアするのに平成20年度から28年度に延びてしまいました。この年数が延びたことによる影響というのは何かあるのでしょうか。その説明をお願いします。

（財政）財政課長

基本的に、今、地方債制度が許可制度から協議制度となっております。この延びたことによって、地方債が許可制になるというふうになっております。

高橋委員

平成20年度の計画だったものが28年度に延びたわけですね。その延びたことによって何か悪い影響があるのかお聞きします。

財政部長

特段この比率のクリアが平成28年度に延びたことによって、20年度あるいは21年度の起債の借入れうんぬんに障害が起きるか。それはそういうことではないのですけれども、あくまで比率のクリア年度が延びてしまったということで、その公債費の財政健全化計画の取組の期間が長くなってしまったということで、今、許可団体になっていきますので、そういう面でそれをクリアしていく道の先が今の段階では少し延びたという感じの受止めです。

高橋委員

起債の際に、これをもって悪い影響があるということではないということで確認してよろしいでしょうか。

財政部長

当面そういうことで結構であります。

高橋委員

繰出金について

次に、繰出金についてです。過去の推移を確認したいのですが、ピークだった平成13年度と、それから18年度の決算ベースで結構なのですが、その比較をした場合、それぞれ各会計の推移を教えてくださいたいと思います。

（財政）中田主幹

まず、繰出金の全体ですけれども、平成13年度が96億4,500万円ほどございました。それが18年度では87億500万円ということで、その間で9億4,000万円ほど減になってございます。

その減の内訳でございますけれども、減になっている会計を順次大きいものから説明いたしますと、下水道事業会計が10億5,300万円ほど減になってございます。これが一番大きな減の要素になってございます。それと、中央通地区土地区画整理事業、築港駅周辺地区土地区画整理事業、駐車場事業、それから交通災害共済事業が13年度のときには特別会計がございまして、そこに繰出しをしてございました。その四つの会計が18年度になくなってございまして、その分を合わせて4億5,900万円ほどの減になってございます。

それと、あと1億円以上の減になっているものとしたしましては、国民健康保険事業特別会計が1億6,400万円、それから病院事業会計が13年度と18年度を比較すると1億3,100万円ほど減になってございます。

反対に増になっている会計でございますけれども、介護保険事業特別会計が4億700万円、それと老人保健事業特別会計が4億円、それと融雪施設設置資金貸付事業会計が1億6,000万円の増となっております。

こういうことで傾向でございますけれども、老人保健と介護保険が増加しておりまして、これはやはり高齢化が進んでその対象となる方が増えているとか、医療制度の改革で公費負担が増になっていることとか、あとそれから介護保険であると介護予防のサービスが増えているとか、そういうような要素で毎年ということではないですけれども、増加傾向にあるのかというふうに思います。

それと、減になっている部分につきましては、先ほど一番大きなもので下水道事業会計ということで話しましたけれども、下水道事業会計が13年度をピークに減ってきている部分でございます。それと、国民健康保険も医療制度改革関係が影響していると思われますけれども、17年度以降、一般会計からの繰出金が多少減少しているという状況でございます。

高橋委員

もう一点、今の平成18年度の決算と平成20年度の予算を比較してどのようになっているのか、説明をお願いします。

（財政）中田主幹

今度は平成18年度決算と20年度予算の繰出金の比較でございますけれども、18年度の繰出金の総額が87億500万円、それと20年度予算では76億500万円ということで、この2か年を比較すると11億円ほど減になってございます。この大きな要因でございますけれども、老人保健事業が後期高齢者医療制度に変わりました。それで、老人保健事業会計の繰出金が大きく減になってございます。金額で言いますと約14億500万円の減になってございまして、その分が大きな影響になってございます。その老人保健事業会計の部分につきましては、後期高齢者のほうで、今度一般会計から北海道後期高齢者医療広域連合に負担金ということで15億円ほどの支出になっておりますので、実質的には減になっていないというようなことは言えると思います。

高橋委員

それで、財政健全化計画の対策ということで、繰出ししている会計については繰出し基準以内で進めたいという項目があったかと思えます。それで、この特別会計若しくは企業会計に繰り出している中で、繰出し基準を超えているものというのはあるのでしょうか。

（財政）中田主幹

計画の中で繰出し基準に沿って繰り出していきたいということでのせてございますけれども、現状では繰出し基準があるのは公営企業会計、それと繰出し基準と少し違いますけれども、国民健康保険とか老人保健とか介護保険はそれぞれ市の負担分が法定で決められている部分がございます。その部分を見ますと、平成20年度予算では病院事業会計が不良債務解消分ということで、繰出し基準に上乗せして繰出しを行っているという状況でございます。

高橋委員

病院事業会計以外は繰出し基準以内だという、そういう扱いでよろしいですね。

それで、その病院なのですけれども、前にも議論しましたけれども、病院事業資金収支計画の中で一般会計から病院事業会計への繰出しが、平成21年度、22年度というのは20億円を超えるわけです。それで、昨年度からの病院、一生懸命努力していますけれども、なかなか収益を上げるのは厳しい状況にあるということだと思います。

それで、他会計は別にして、この病院事業会計を確認すると、果たして20年度は、昨年度の実績ベースでいけばやはり厳しいのかというのが私の感想というか、思いです。昨年度同様に一般会計で持ち出ししなければならないということが今の時点で考えられるわけですが、この点については財政部としてどのように検討しているのか、想定をしておりますか。

財政部長

現時点で私どもとしては、今、予定しております繰出し以上に追加して出すとかということを想定して予定しているということではございません。あらゆる取組をもって、この平成20年度に予定している一般会計からの繰出しの範囲内で何とか頑張りたいということで申し上げておりますし、原部の病院のほうでも、その旨を受け止めていただいて努力していただいているというふうには思っております。

高橋委員

そういうふうにはしか答えられないのだろうとは思っておりますけれども、逆に病院に聞きますけれども、今年度の見

込みをどのように考えられているのか、大づかみで結構ですのでお願いします。

（樽病）事務局次長

平成20年度は4月、5月と過ぎておりますが、計画に比べて3パーセントほど入院・外来収益が落ちております。今、院内でこの落ち込みをどうカバーするかということで、大学の先生とも相談しながらいろいろ収支改善の方法を探っておりますが、何といても医師の確保をしながらこの収支の落ち込みをカバーしたいとは思っています。幸い19年度暮れに、昨年11月に示しました収支計画よりは1億7,000万円ほど不良債務の額を減らすことができおりますので、そこで少し余裕があるということもありますけれども、20年度末の不良債務の解消額の目標は30億円を切るということでございますが、何とかトータルとしてはこれの達成に向けて頑張りたいというふうに思っております。

高橋委員

病院事業については、市立病院調査特別委員会でまた議論をしたいと思えます。頑張ってくださいと思います。

累積収支について

最後ですが、財政健全化計画の収支計画の一番下にある累積収支についてです。臨時会で繰上充用ということで、この累積収支がどうしても膨らむという状況であります。今年度これを吸収するのは、簡単にはできないというふうに私は思っているのですけれども、この計画より出た分の約2億円、これを今後どのように工夫をして減らしていこうというふうに考えているのか、その対策について教えていただきたいと思えます。

財政部長

今、決算整理の最中でございますが、最終的には2億円弱の金額がもう少し縮まるとは思っております。いずれにいたしましても、前年度に比べてまた単年度も赤字が膨らむということは間違いないと思えます。先日各部に対しまして、まず平成19年度でもって単年度赤字がまた膨らむことになって、20年度でそれを引き継ぐことになったということの認識を改めて庁内的に持ってもらいたいという意味も込めまして、一度私の名前で執行方針というものをいたしました。趣旨といたしましては、単年度の赤字がついたことで累積が膨らんでいますということ、改めて全職員の共通の認識として持って、まずは予算で掲げた歳入の確保と経費の節減とにかく取り組んでもらいたいということ、今、第一弾として出しました。7月に普通交付税の算定が控えておりますので、それによって20年度の収支状況が大きく変わってくると思えますので、その前後にまた事務事業の見直しの項目なども検討しながら、さらに各部のほうに提示していきたいというふうには思っております。

高橋委員

懸念しているのは、この計画の数字がどんどんずれて先に行かないかという心配です。それで、できるだけこの数字に近づけていこうというのは、目標としてはわかるのですけれども、なかなかその財政状況が厳しいので、そう簡単にうまくいくのかというのが非常に心配しているところです。少しでもいい材料があって減っていくという要素が見えるのであれば、あまりこういう議論にはならないのですけれども、どうもいい材料がなかなか見受けられないということを考えれば、やはりある程度最悪の場合の例えば見直しとか、それから出の部分の再度の洗い、その辺も早急にやったほうがいいのかというふうには思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

財政部長

平成20年度の予算の中身を改めて見ますと、公債費ですとか人件費あるいは繰出し、扶助費を除きますと、その部分だけでもあらかた一般財源の八十五、六パーセントを使っている。それ以外の部分でもう十数パーセントしかないという中での財政運営です。今おっしゃいましたように、いろいろもう手を尽くしてだんだん限られてきている。何かあったら、また赤字が膨らむというぎりぎりの状況でございますので、市長からも話がありましたけれども、これ以上のあらゆる手だてを尽くしても現況の中でなかなか厳しいのであれば、さらに残された単独事業を含

めまして、あらゆるものについてやはり手をかけていかざるを得ないのではないかというふうには思います。

高橋委員

いずれにしても大変厳しいというのはよく理解できます。そういう意味で、小さなものからもやはりある程度ここに至っての見直しというのは必要かというふうに私どもは思っていますので、また今後、しっかりとこの財政の議論をやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時56分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

-----  
林下委員

後期高齢者医療制度について

このたび、私は一般質問をさせていただきまして、市長のほうから答弁をいただいておりますので、それらを踏まえて、疑問点などについて若干質問したいと思います。特に今期の後期高齢者医療制度につきましては、市長のほうから2,737件、市民からいろいろな問い合わせとか抗議とかがあったというふうに答弁をいただいております。また、1日平均にすれば170件もそういう問い合わせがあったということなのですけれども、過去にこんなことが実際にあったかどうかというのは、私どもはわかりませんので、過去こういうような事例があったかどうか、まずお伺いしたいと思います。

医療保険部次長

過去にあったかということですが、制度改正であったかどうかというのはわかりませんけれども、国民健康保険で納付書を毎年6月に出すのですけれども、それから10日間ぐらいは1日250件から200件の問い合わせは来ておりますので、今回4月から相当の期間、1日200件という問い合わせがあったのですけれども、それと比べて極端に多いということではなくて、いろいろな通知が行ったときにはほぼそのぐらいの問い合わせがあったというレベルかというふうな気はしています。

林下委員

今回、厚生労働省で約70パーセントの方々の保険料は下がったというような発表がありましたけれども、今回、昨日も質問があったようですけれども、当初厚生労働省が説明していたのと若干違って、いわゆる低所得者の保険料のほうが上がっている。あるいは高いと言えるかどうかわかりませんが、年金収入201万円と400万円クラスいわゆる高い人たちのほうが安くなっていると、こういうような結果が出ているという説明がありましたけれども、ただこの読む中で特に親子同居世帯、国民健康保険と健康保険の違いはあると思うのですけれども、そういうケースで、そもそも今まで保険料を払っていない世帯が、今度は個人が負担をするという人たちは確実に増えたはずなのですけれども、その部分は今回の調査から外れてしまった。それがどういうこと外れたのか、あるいはどうしてそうなったのかということ自体が私どものほうではわからないものですから、その辺の経過について教えていただきたいと思っております。

（医療保険）国保年金課長

実は今回の調査、私ども国保年金課で後志支庁のほうに答えておりますので、後期高齢者医療制度に絡む部分ではございますが、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

まず、調査は後期高齢者医療制度に加入した人の中で、市町村国保に加入していた世帯が対象となっております。そういうようなわけで後期高齢者医療制度に加入することによりまして、保険料の変化を調べるために、平成 19 年度の国民健康保険料と 20 年度の後期高齢者医療制度の保険料を比較したものになります。こういうような調査でございますので、被用者保険から後期高齢者に移行する部分につきましては、今回国のほうから示された調査の中に入っていないかったという経過で、被用者保険の方の部分が抜けているという状況と考えてございます。

林下委員

市長も当初の厚生労働省の説明と逆の結果が出て残念な結果だったというような答弁をされたのですけれども、そういう意味で言えばやはり今回の 3 区分 4 パターンといった調査の仕方や、今、答弁いただいたような内容を踏まえれば、適正な調査ではなかったという理解でよろしいですか。

（医療保険）国保年金課長

先ほど申しましたように、その調査につきましては保険料の賦課の方式というのは、小樽市は所得割と均等割と平等割で 3 方式なのですけれども、都市によりましてはそれに資産割を加えて 4 方式なり、あとは 2 方式というような形をとっているところもございます。全国それぞれいろいろな方式をとっている部分がございますので、そこら辺を恐らく国のほうは何らかの指標の中で、それぞれ自治体から上がったものの分布なりを調べてやったのではないかと思うのですが、その情報は現在特に来ておりませんので、私どものほうでは現実の中で、今、委員がおっしゃったような分析まではできかねるような状況ですので、御理解いただきたいと思います。

林下委員

それでは、例えば今回の厚生労働省の調査の結果、小樽市では何パーセントの人が下がったというデータになっているでしょうか。

（医療保険）国保年金課長

実は保険料の関係なのですけれども、これも端的に言いますと、一人一人の部分をつかまえてはございません。というのは、やはり先ほども言ったように、12 パターンの部分で出ておりますし、後期高齢者のほうは個人単位です。そして、国民健康保険のほうは世帯単位というような形になりますので、やはり個人と世帯の部分の兼ね合いというようなこともございますので、現時点では個々に、例えば国保に移った人が後期高齢者になって、それがどうこうという部分、人数的な部分が、国保が今 3 万 5,000 人で後期高齢者でも 2 万人ほどいますので、個々の部分を一人一人どうなったという部分は、今言ったような構成の部分もございますので、現時点ではつかむことはなかなか難しいというようなことで考えてございます。

林下委員

私がお聞きしたのは、小樽市のデータ的に見たら何パーセントの人が下がっているか。今回、そうしたら逆に言えば、厚生労働省がどんな形でその 70 パーセントの方が下がったという発表をしたのかというのは、根拠は極めてあいまいなものなのかということになるのですけれども、市長の答弁の中にも、この制度は高齢者の将来にわたって安心して医療を受けられる制度として創設をされたもので、この枠組みを何とか維持して、手直しをしながらやっていくというふうに答弁されているのですけれども、既に一般質問で聞きましたけれども、制度が始まる前から手直しが始まって、そして現在も手直しの作業が進んでいる。それで、実際 3 年後、5 年後に保険料がどのぐらいになるのか。このことについても質問をしたのですけれども、その部分について市長はお答えにならなかったのですけれども、それでも手直しをしながら、さらにこの制度を維持していこうというふうな政府の方針を支持するかどうか、その点についてお答えをお願いします。

医療保険部長

この制度について申しますと、ある意味でスタートの時点でこれだけたくさん問題点が出ているといった中で、国のほうでも対策がとられているということが一つございます。委員が御指摘のように、将来にわたっての保険料、そしてその財源の問題というのは、確かに問題点としてはあるというふうに思います。しかしながら、市長から答弁をしておりますとおり、やはり増え続ける医療費、そういったものをどういう形でだれが負担をしていくのかという議論がございまして、私どもとしまして、そういった中での枠組みとしては、ある程度長年にわたって考えられてきた制度だと思っております。それらのものをいかにして国民の皆さん方の、そして市民の皆さん方の御意見を聞きながら落ちつかせていくのかということで、我々としてはこういったものが今後定着をしていく、あるいはまた必要な手だてをしていく、そういった中でこの制度が維持されていくのではないかとというふうに考えております。

林下委員

確かにそこはおっしゃるとおりだと思うのですが、政府はあくまでも社会保障費を毎年2,200億円削減していくという方針は堅持しているわけですから、やはりこの3年、5年というスパンで考えますと相当厳しい、強いて言えばその負担が国民に求められるということは想定をされるわけで、ぜひその点を踏まえた中で、国にしっかり言うべきことを言うということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

分権改革と税財源について

それで次に、分権改革と税財源の問題について私のほうで質問をいたしました。それで、市長から、交付税が大きく削減された影響が非常に大きくて、いろいろな受益者負担とか大幅な見直しをせざるを得なかったと、大変正確に正直にお答えいただいたというふうに思っています。そういうことを踏まえて、国と地方の関係について言えば、国は地方が自立するためにといろいろ言っていますけれども、どうも財源的な裏づけがなかなか示されない。先ほど財政部長から本当にぎりぎりの努力をしているということで、何か起きたらもう大変なことになるという答弁もありましたけれども、そういう状況の中で、国は地方に対して例えばいろいろな資料を出して、給与は削減したか、職員は減らしたか、経費の節減をやっているとかかなり厳しく資料なんかを求められて、非常に厳しい査定をされているというふうにお伺いしています。

逆に言えば、給料の削減とか職員の削減とか経費の節減とか、地方自治体から、それでは中央省庁ではどんなことをやっているのかということをお求めるとか検証するという機会はあるのだろうかという点について、お聞きしたいと思います。

財政部長

平成16年に三位一体改革で地方が大変な影響を受けた後に、国と地方の間での意見交換の場というものが設けられ、国のほうは官房長官がメインになりまして各大臣が出席する、地方側は地方六団体の主に会長が出席するという中で、適宜事情に応じてそういう意見交換の場を設けているようです。私も全部の会議録は見えておりませんが、かなり踏み込んだ本音の部分の言い合いもなされているようです。その部分については、ただいま委員が言われたような国側の行政改革の取組という部分でのこともあるようですし、一刻も早くといいますが、さらに充実した税財源の移譲を進めてもらいたいということも繰り返し言っているようでございますので、その部分におきましては、そういう場というのは、今、設けられているのではないかとというふうに思っております。

林下委員

私もいろいろ今、自分たちの自治体が置かれている環境を考えると、国のやっていることもなかなか理解をしづらいのです。例えば小泉内閣の時代にかつて財務大臣をやられた塩川氏は、「母屋では本当におかゆをすすってしのいでいるときに、離れでは豪華なすき焼きを食べている」と。たぶんこのときは一般会計と特別会計の関係を言ったと思うのですが、現在も地方からいろいろな注文をつければ、その財源はどう確保するのかとかいろいろ

る政府は反論しているようではすけれども、国の一般会計というのは本当に夕張市を上回るような非常に厳しい状態なのにもかかわらず、特別会計で言えば一般会計の 7 倍ぐらいの予算を持っていて、28 の特別会計を持っているわけです。その体制は、塩川氏が財務大臣をやっていた時代と何も変わっていないのです。今回、例えば行財政改革で言っても、例えば渡辺行政改革担当大臣が、何とかこういった天下りとか談合とか、そういうものを少しでも改めたいと言って、もう本当に涙を流しながら訴えても、結果的にできていない。そんな状況がずっと続いていて、新たに国民にいろいろな負担を求めていくということは、到底あり得ない話ではないかというふうに私は思うのですけれども、今、私ども小樽市のこういう厳しい現状を考えれば、やはり国に対してもう少ししっかり主張すべきことを主張してもらって、財源をきちんと確保しなかったら、いろいろな努力をしてももう限界だと思うのです。

ですから、こういうところの改善をこれから国に対してどう求めていくのかという点について、決意があればお聞きしたいと思います。

財政部長

繰り返し私どもも一自治体としてできる範囲のことはしてきているつもりですし、市長を先頭に中央省庁に個別にもいろいろな声を上げさせていただいているとは思っております。ただ、制度を大きく変えていくためには、一つの団体の意見としてはなかなか力不足のところがありますので、やはり北海道市長会を通じて全国市長会に上げ、それから市長会から全国の知事会を含めた六団体に上げるという形の中でも、今までもいくらでも要望を上げてきておりますので、市長も申しておりましたけれども、こういうものにつきましても粘り強くといいますか、繰り返しといいますか、そういう形で声を上げ続けていかなければならないというふうに思っております。

林下委員

やはり私どもも本当に金額的に言えば、表現は悪いですけれども、3 億円とか 4 億円の金で大変きゅうきゅうとしているという状況ですから、やはり今、特殊法人とかそういうところを見れば、資料をいろいろ分析しますと、官僚の天下り先となっているそういった特殊法人が持っている予算の総計が 76 兆円ぐらいになっているということが言われていますから、やはり何とかこういうことを自治体の立場から、ひもつきの予算というのですか、何割負担という仕事というものをもうやめてほしいと言うべき時期に来ているのではないかと私は思うのです。

だから、例えばいろいろな財源の手当を求めれば、何か 3 割負担とか 5 割負担とか、そういう仕事でごまかされている。だから、そういう仕事は一切断って、やはり自分たちが本当に必要な、できる仕事をやっていくべきではないかと思うのですけれども、その点についてどうですか。

財政部長

国のほうで行財政改革を強かに推進していただいて、国民が求めないような歳出とか、そういうものを厳しく見直していただかなければならないのは、これは当然のことだと思います。そういう形では国民の側もいろいろ選挙を通じて審判がなされていくのだろうと思っております。もう一方で特殊法人のお話もありましたけれども、それぞれの目的があって、できている法人もそれぞれあるわけでございますけれども、問題はそこに投入される金と、それから出ていく金の使われ方の問題だと思います。その辺につきまちは各自治体にとって影響のある部分もありますけれども、目的に沿った最低限の支出でもってかなうように、常にそれぞれの団体のそういう行財政運営の中身が見直されていくべきだろうというふうに思うのはそのとおりでございます。

林下委員

介護労働者の賃金について

それでは、質問を変えまして、介護保険制度の関係で、私は実は介護労働者が非常に不足ぎみになって、全国的にも大変な問題になっていると。介護保険制度があっても介護サービスが受けられない事態が起きるのではないかという、新聞などでも盛んに言われてきていまして、その点について質問をいたしましたところ、小樽市では介護労働者の平均賃金が 20 万 6,626 円というような、これは小樽市労働実態調査からはじき出した数字というふうにお聞

きしているのですけれども、どうもこの数字で言えば、医療と福祉の十把一からげになっているものですから、当然医師とか看護師とかという人たちの賃金と、あるいは福祉の介護労働者の賃金が一緒くたになっているものから、むしろ高く出たのではないかというふうに考えています。

それで、こういう医療職を除いた福祉分野だけで働いている労働者の実態について、もしわかれば教えていただきたいと思うのですけれども。

（産業港湾）商業労政課長

御質問のありました労働実態調査の分類なのですけれども、この医療福祉というものは標準産業分類に基づきまして区分を行っております。今この場で、この医療福祉の分から介護労働者の賃金等を答えることはできませんが、後ほどデータを整理した上で示すことは可能かと思えます。

林下委員

後ほどまた私のほうは、経常任委員会でも分類の仕方というものを今後検討していただくということで、質問したいと思います。

プルサーマル計画について

次に、プルサーマル計画の関係について質問をいたします。

この関係については市長のほうから、今、有識者会議などで安全性あるいは科学的な見地から検討されているので、それらを踏まえて小樽市としての対応を考えていくという答弁をいただいたのですけれども、率直に言って、国の原子力行政に対してなかなか口を出せないといいますが、市長はある意味では原子力政策は国の専権事項だということにも言われています。ただ私はやはりこういった問題で市民の安全・安心を守りことも市長の専権事項ですから、そういった立場で考えれば、そういう専門家の検討が終わった時点で、本当に小樽市として言うチャンスがあるのだろうかというところが非常に心配なのです。

それで、市民の安全・安心を守るといって市長の立場から言えば、その辺の考え方があればお聞きしたいと思います。

総務部長

プルサーマルの件については今定例会の中で何回か御質問をいただいて、また別個、市民の有志の方からの要望書とか要請書とかもいただいていますので、これから十分その辺は精査をさせていただこうと思っております。この前、基本的な市の考え方について示させていただきましたけれども、一つは今の動きというのは、ある意味では、このエネルギー資源が乏しい日本という国の中においては、電力の安定供給という重要な役割があるのはこれまた事実でありまして、その部分も十分踏まえながら、今、国の原子力政策の一環としてこのプルサーマル発電という動きがあるというふうに認識しております。ただ一方で、何よりも安全性が一番求められているというのはもう御指摘のとおりですから、我々も当然同じ立場です。

ですから、今ありましたように、小樽市民の生命と安全を守るといって市長の立場はそのとおりですので、先般の答弁の中でも言わせていただきましたけれども、十分その辺を配慮しながら、今、有識者検討会議の中で原子炉工学とか核燃料工学とかの専門家の先生が7人ぐらいで議論をやっていると聞いていますので、そういう専門家の御意見というのも大変大きなポイントですから、その辺を十分踏まえながら、あとは市民の皆さんの声も聞きながら市としての対応を考えたいというつもりで申し上げたということでございます。

林下委員

もちろん電力の安定供給とか、あるいはCO<sub>2</sub>の削減とか、そういった部分では当然理解もしておりますし、いろいろな考え方、いろいろな研究をされているそれぞれの立場の方の御意見を伺うことは当然私も尊重したいと思いますけれども、ただ私が、一般質問でもお聞きしましたけれども、最近の自然災害、新潟県中越沖地震あるいは今回の岩手・宮城内陸地震を見ても想定をはるかに超えた災害だと、あるいは中国でもそういうクラスの災害

が現実に発生しているという意味では、やはり本当に市民の安全・安心という立場で言えば、市長が発言する機会をぜひ失わないように頑張っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

総務部長

今、自然災害との関係でありましたけれども、泊村周辺の活断層の問題などについても再調査をやっているようです。ですから、そういったものの結果も近々出るというふうに聞いていますので、そういう情報も得ながら、十分情報を収集して判断していくという立場でやっていきたいと思います。

林下委員

市内路線バスについて

それでは次に、札幌市内で北海道中央バスが9路線26系統を廃止するというので、最近、テレビの全国版で報道されるくらい、大きな影響を考えてのことだと思うのですが、だんだんそういう報道が大きく取り上げられておまして、私も小樽市とすれば直接は関係はないのだと思うのですが、ただ多くの道内のバス事業者は、燃料高騰とか利用者の減とかいろいろな条件を抱えて相当厳しい経営が続いている。小樽市にとっては北海道中央バスというのは非常に大切な企業だと思うのですが、そこでそういった立場で考えますと、基本的に小樽市が中央バスに補助金を出したりしているのではないと思うのですが、たまたまふれあいバスの負担金とか、そういった面では要望が出ているのか、あるいはあるとすればどういう考え方で臨んでいこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

ふれあいバスについてですが、中央バスのほうからは値上げについて上げていただきたい、実施したいということで協議が来ております。現段階では何度か協議しまして結論は出ておりませんが、市の負担としては年度途中につき実施するというのは難しいという考えでおります。

林下委員

たぶんそういう市の立場で言えばなかなか難しい話だと思うのですが、やはり現実に小樽市から路線バスを削減するとか、あるいは撤退するなんていうことになれば、これはもう市民生活にとって大変なことになるわけで、現状はかなり厳しい経営だとすれば、市としてもいろいろな対策を今から考えなければならぬのではないかなというふうに思います。

そこで、私は実はこれまでいろいろな場所で、何とか利用者の利便性を確保しながら、なおかつ経営も下支えできるような方式で、デマンドバスとかあるいはコミュニティーバスというもののシステムをつくって、そうすればある程度公的な国の援助とかも受けられるので、ぜひそういうものを検討してほしいということを何回か発言をしているのですが、それらについての検討結果はどうなっているかお聞きしたいと思います。

（生活環境）生活安全課長

市内の路線バスについては今年の5月、利用減や燃料の高騰ということで運賃を200円から210円に値上げしておりますけれども、今も燃料が上がっているということで、大変厳しい経営状況にあるというふうには聞いてございます。今、委員がおっしゃった支援については御承知のとおり、小樽市が財政的な支援というのはなかなか難しい状況にあるのかと思います。ただ、バス事業者の意向をよく聞いて、そういう財政的支援以外の協力がどんな形でできるのか、これからも話合いをしてまいりたいと思っております。

コミュニティーバスもデマンドバスも経営の方策の一つですので、バス事業者がその辺をどういうふうにかけているのかということも踏まえないとなかなか答えられない部分がありますので、協議というか話合いをしていきたいと考えています。

林下委員

もちろん事業者側がそういうデマンドバスとか、あるいはコミュニティーバスに対してどういうスタンスをとる

かということもあります。けれども、私が言っているのは、今、財政的な支援とかを小樽市ができる状況ではないわけで、やはり国の制度を利用したり、そういうもので下支えをして、何とか路線を安定的に確保していただくということでお伺いしたわけであります。

それで、公共交通機関というのは、今まで比較的運賃を値上げするとか、あるいは路線を削減するとか、あるいはそういう市民生活に影響を与える部分とすれば、いろいろな法律の制約があってなかなか実現できなかったのです。例えば現在でも実は路線を廃止するといったら、6か月前に国土交通省に届け出なければできない仕組みになっているわけです。ところが、やはりそれ以上に赤字を放置していると、株主から代表権訴訟ということで経営陣が訴えられるというようなことがあって、いつまでも赤字を放置しておくことはできないという事情も、これまた経済の仕組みから言えば当然のことなのかもしれませんけれども、そういう状態の中でやはり我々も今まで違った物の見方、考え方をしていかなければ、なかなか公共交通を維持していくということは難しいというふうに思っていますので、その点も十分配慮していただいて、今後取り組んでいただきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
大橋委員

西陵中学校の擁壁工事について

最初に、西陵中学校擁壁工事についてお尋ねしますが、これは4,940万円という形で予算が通っております。それで入札が行われたと聞いておりますので、入札日、入札参加業者数、それから予定価格及び落札額について説明をお願いします。

（財政）契約管財課長

西陵中学校擁壁工事の入札についてでございますけれども、今月4日に条件付一般競争入札方式により実施いたしまして、入札書は郵送により14通が送付されております。

また、予定価格でございますけれども、消費税等を抜いた額で申し上げますと4,704万円。また、まだこの時点では落札ではございませんでしたので、最低入札価格は3,048万円でございます。

大橋委員

4,704万円に対して3,048万円、落札率にすると64.8パーセント。前に議会で市の水道工事関係の落札率が高すぎるのではないかという話をしたのですけれども、土木工事の場合、逆にとんでもない金額が出てくるのだなと思っております。それで、この工事に関してなのですが、西陵中学校としては今月15日に工事を開始しますと、それで夏休み中に完成しますというような説明をPTAにいたしました。それから、私のほうにPTAからの問い合わせで、11日か12日の時点で予定どおりに工事が始まるのだろうかということで、お聞きしましたら工事業者が未定で工事開始日がずれ込むという回答をいただいたのですが、これについてはどのような経緯だったのでしょうか。

（財政）契約管財課長

この西陵中学校擁壁改修工事につきましては予定価格が3,000万円以上の工事ということで低入札価格調査対象工事といたしまして調査基準価格を設定しておりました。このたびの入札の結果、最低価格入札者がこの調査基準価格を下回りましたので、その価格で適正な施工が可能かどうかということで調査を実施することになりまして、このため工事の着手が遅れたということでございます。

大橋委員

今の調査基準ということで、これが遅れたというのはわかりました。それで、調査基準に従って調査が始まっているわけですが、これはこういう低い金額で、現在の調査段階では仕事ができるというふうに判断をしているのか、仕事ができないというふうに判断していくのか、今どういう傾向なのか、

（ 財政 ） 契約管財課長

低入札価格調査ということで、まず私どもは該当業者から積算関係の資料等の提出を求めました。その内容をまず精査してございます。それから、6月11日に契約管財課、それから発注元の建設部建設事業課、それから設計審査ですとか工事の検査を担当する財政部主幹によりまして、ヒアリングを実施したところでございます。

その調査の結果でございますけれども、多くの部分で自社の作業員とか自社の機材、器具、そういったものを活用する自社施工を活用することによって全体の施工費を節減させたということが1点ありますし、また下請部分につきましても下請業者と現地立会の上に価格を提出させて、それで積算をしたということでございますので、私どももいたしましては調査の結果、施工は可能であろうというふうに判断をいたしまして、昨日の午前中に開催をいたしました小樽市建設工事委員会にこの調査報告を諮りまして、その結果、当該業者を落札業者というふうに決定をいただいたところでございます。

大橋委員

そうしますと、業者がこれで決まったわけですから、工事開始の時期、それから完成時期、それについてはどういふふうになりますか。

（ 財政 ） 契約管財課長

昨日、建設工事委員会での決定をいただきましたので、早速業者のほうに契約の手続に入るということを連絡いたしましたので、急いでこの工事の着手に向けた作業に入っていきますけれども、この工期につきましては一応平成20年10月20日を今、期限としてございます。この調査による遅れというのは多少なりともあるとは思いますが、発注担当課のほうと連携を図りまして、工期や施工計画、施工方法などを工夫いたしまして、できるだけ期限内に完工するように調整をしてみたいというふうに考えております。

大橋委員

工期内ということになりますと、当初学校で説明していた夏休み中に工事を終えてその後は使えるだろうという点は保証されないということになりますか。

（ 財政 ） 契約管財課長

今日、工事の発注担当が来ておりませんので、その辺の詳しい答弁はできかねますけれども、ただ一番のメインとなっています擁壁の撤去と、それから擁壁ののり面の部分の工事については、夏休み中にできるだけというふうに考えておりますので、その辺につきましても学校のほうとよく調整をしながら、施工してみたいというふうに考えております。

大橋委員

それで、この工事の説明が学校のほうからなされたときに、PTAのほうとしては2点について困ったことだという感覚を持ったと聞いております。1点は、校庭の面積が相当狭くなるのではないかとという点です。それからもう一点は、これは西陵中学校の場合に擁壁の上のところずっと木が植わってしまっていて、何か138本植えてあるということなのですが、これが学校ですから子供たちが植えたりいろいろな経緯があって植えてきた木で、それがすべて伐採されてしまう。それを残すことはできないのだという説明がされました。それで、PTAのほうとしてはショックを受けていたのですが、これはなぜそういうふうに全部の木を伐採しなければならないような工法を選んだのか、また、どういう工法なのでしょう。

（ 教育 ） 総務管理課長

まず、今回の工法の選択ということでございますけれども、何種類かの工法を検討させていただきました。例えば擁壁を取り壊して擁壁をまたつくるといのも一つの方法とは思っておりますけれども、要はあそこの道路状況もそうなのですが、なかなか狭いという中では大型機械が入りづらいということもございまして、また地盤が軟弱だということもございまして、そういった機械がなかなか難しいということ。それから、やはり学校ですので、

工期的にあまり長期にわたってということはなかなか難しいということで、できるだけ工期が短い手法ということで、最終的にのり面を削っていく安定こう配切土のり面工法という工法を選択したところでございます。

大橋委員

のり面を削るということによって校庭の面積が狭くなるという結果が出てくるのですが、これは実際問題としてどれだけ狭くなるか、現在の面積とそれから完成後の面積はどうか。それから、親が一番困ったと言っているのは、現在わりと広いものですから、サッカーと野球の両方を子供たちが練習できるのです。サッカーと野球の両方ができるだけの広さが確保されているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

（教育）総務管理課長

今の運動用地としての土地の面積は、これは概算なのですが、1万3,000平方メートルぐらいあります。ただ、のり面とかいろいろありまして、実質正確にはまだ出ていませんけれども、大体七、八千平方メートルぐらいではないか。そのうち今回の工事によりまして、実質グラウンドが狭くなるのが500平方メートルぐらいではないか。ただ、これも最終的に工事をやった中でどのぐらいになるかという状況でございますので、あくまでもこれはグラウンドの面積というのは、今、概算ということでとらえていただきたいと思います。

大橋委員

概算ということでの話ですから、ただ皮肉っぽく言わせてもらおうと、例えば住宅建設とか、そういうことであれば、平面をどれだけ確保できるかということで、その価値が決まっていくわけですから、工法を決めて工事を決めるときに、実際にどれだけ平地面積がとれるかということは、当然ながら厳密に出してしかるべきものなのだと思います。これは感想ということで、今回はいいです。

もう一つのいわゆる父母の間の要望なのですが、結局そういうふうには記念樹など、長い歴史の中でその折々の卒業生とか、何かかにかの理由があって植えていった木というのが非常に多いだろうという予想がされます。最初から森だったものを残したという話ではありません。ですから、その中でそういう学校の木を一遍に全部切るということではなくて、残せないのかということを経長のほうにも話したところ、校長のほうは、「小樽市のほうは残す予算はないので全部切るしかない。移植もできないです」と、そういう回答だったというふうに聞いております。

その部分で工法上木が残せないというのはわかりましたけれども、ただ、あと移植できるかどうかという部分において、これは今、それこそ今月末には北海道千年の森プロジェクトでまた朝里ダム湖畔園地内に木を植えるわけですし、去年は長橋小学校にわざわざ植樹しているのです。そういう状況において、学校にとって潤いのあった木を工法のせいで全部切りましたと、それで済ませてしまうことに対してどうなのかという思いがあります。138本の中で5本でも10本でも、それを移植するというようなことをこれから検討していただけないのかどうかということをお聞きしたい。特に、「市はお金がない」と校長すら説明するわけですが、今回の場合には予算より1,650万円安くなりました。4,940万円を議会が承認しておりますので、その中のほんの一部でもやはり記念的な形でPTAの意向といいますが、子供たちの意向といいますが、そういうものを学校の歴史として残すことを考えていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

建設部長

木の関係については工法上、全面的に対象の木は移設するか伐採かという話なので、専門業者に調査をいただいております。この段階だと木が成長しきっているものですから、なかなか移植が困難という回答が得られてございます。その中で、今、委員がお話の部分について、もう一度、要は全部という話にはなりませんけれども、対象となる木が何本かあるのであれば再度調整することは可能だというふうに思います。

教育部川田次長

西陵中学校の擁壁工事につきましては、るる説明したように、少しでも早く工事を終えて子供たちに使ってもらおうということで、この工法を選んだということでございます。その際にはどうしても擁壁ののり面を切るもので

すから、木についてはやはり伐採ということで、移植という形は考えてございませんでしたけれども、今のお話を受けまして、建設部長のほうから話がありましたように、建設部のほうとその辺を調整させていただきたいというふうに思っております。

大橋委員

急な形の質問の中で、そういうふうに検討いただくという回答をいただいたことに対しては、ありがたいと思います。

民生委員の活動費について

次に、質問を変えます。民生委員について質問をいたします。

今、私も民生委員推薦会委員を務めております。それから、60歳を過ぎましたら、結構私の友人とかそういう人たちが民生委員に誘われて、民生委員になっている人がいつの間にか増えております。民生委員というのは究極のボランティアだというふうに思っています。それと、私も町会長をしていますけれども、町会の細かい部分で潤滑油として働いているのは民生委員だというふうに思っております。そんな中で質問をさせていただくのですが、まず現在の民生委員の人数と、それから組織がどういうふうになっているかについて質問します。

（福祉）地域福祉課長

まず、小樽市内の民生委員の状況でありますけれども、市内16区域の地区民生児童委員協議会というのが基本であります。その区域を担当している民生児童委員が各地区で11名から29名ほどで構成されておまして、そのほか16地区に各2名ずつ主任児童委員が配置されております。小樽市民生児童委員協議会という組織はその16地区の連合組織という形となっております、その16地区全部を合わせると347名という定員となります。市の民生児童委員協議会では、児童福祉部会、老人福祉部会、生活福祉部会という三つの専門部会も組織されてございます。

大橋委員

347名という多数の方がいらっしゃるわけです。中には非常に長期間されている方もいます。

それで、新しい民生委員の人たちが戸惑う問題に報酬の問題があります。つまり報酬が必ずしも民生委員を務めている人の手元まで届かないという問題があります。それについてお聞きするわけですが、補助金という形で支払われているわけですが、費用弁償として支給される補助金の総額それから内訳は幾らになっておりますか。

（福祉）地域福祉課長

報酬ということではなくて活動費ということで渡しているわけですが、市の補助金としては先ほど言った連合組織である小樽市の民生児童委員協議会に対して、総額で2,670万円ほどになります。内訳としては、まず一人ずつの活動費として2,019万5,000円、先ほど言った16地区の民生児童委員協議会の活動推進費として640万円、あと民生委員が会長会に出席する旅費等として10万6,000円となります。先ほど言った約2,000万円の内訳ですけれども、1人当たり年間5万8,200円掛ける347名で約2,000万円。これは地区民生児童委員協議会の部分で言えば、1地区年間40万円の16地区で640万円という内訳になります。

大橋委員

これは今、人数掛ける5万8,200円で約2,000万円の部分と地区の活動推進費として渡している640万円、それから旅費等が10万6,000円というふうに内訳されましたけれども、これのいわゆる補助金の支給方法ですが、これは個人に対して支給されているのか、団体に対して支給されているのか、どんな形で支給されておりますか。

（福祉）地域福祉課長

小樽市からは、先ほど言った小樽市民生児童委員協議会に一括して補助金を出しております。小樽市民生児童委員協議会のほうで、各16地区の民生児童委員協議会に対して先ほどの一人当たりの単価に人数を掛けて、地区民生児童委員協議会のほうの40万円に対する活動費を、市の民協自体の運営費を天引きして渡すという形をとっております。

大橋委員

市のほうの運営費を天引きしているというのは、それは初めて知ったのですけれども、その部分はそれはそれでいいのだと思うのですが、これは補助金として渡しているのですが、この金額は小樽市の場合には全額厚生労働省のほうから来る金額ですね。

（福祉）地域福祉課長

国から、厚生労働省なのですが、道を経由して、道から補助金として入っている金額です。総額で先ほど言いました2,670万円の予算額ですけれども、それに対して道の補助は2,350万円。内訳は最高で1人ずつの5万8,200円の部分と、地区の民生児童委員協議会は先ほど40万円と言いましたけれども、国から来るのは20万円の金額の16地区分。あと三つ目に言いました会長会に出席する旅費の部分が道を経由して入ってきている。小樽市では単独で地区民協に20万円掛ける16地区分を単費として320万円を負担しているということになります。

大橋委員

これは市の単費が出ているということになりますと、いわゆる民生委員組織に対して出ているお金というのは全国が同額の基準ではなくて、結構その都市によって単費としてプラスアルファして出しているところがあるということは、これは想像できる場所ですね。

（福祉）地域福祉課長

私もそんなふうに考えております。

大橋委員

それで、支給の段階では5万8,200円掛ける347名という形で、民生委員の個々の活動費という形の支給は明快になっているのですけれども、総枠に対しての問題の部分で、まず、決算書が市のほうに提出されてきているのかどうかという問題と、それからもう一つは、結局一括で入っていますから、どういう形で使われたのかという部分を把握されているのかどうか、その辺はいかがですか。

（福祉）地域福祉課長

市のほうへの決算書の提出でございますけれども、小樽市民生児童委員協議会としての部分では決算書はもらっております。ただ、先ほど言った市の民生児童委員協議会から地区民生児童委員協議会に渡したお金は、地区民生児童委員協議会から小樽市民生児童委員協議会への決算書の提出等とは確認しておりません。

大橋委員

結局640万円については決算上ははっきりしているけれども、この2,019万5,000円のほうについては、決算書とかそういうものはないということになりますか。確認できないということですか。

（福祉）地域福祉課長

ただ、基本的には16地区民生児童委員協議会というのが一番ベースでして、その中では各決算とかいろいろなことはしなければならない、活動の計画とか規約というのはしなければなりませんというのは、国のほうで示しておりますので当然やっているだろうと、そういうふうに私どもは思っております。

大橋委員

国からそういう指導は受けているから今やっているだろうと思いますという課長の答弁ですけれども、しかし課長の手元にはそれが具体的にどう行われているかの資料は一切来ていないということですね。

（福祉）地域福祉課長

そのとおりです。

大橋委員

それで、結局この5万8,200円という1人当たりの活動費が非常にはっきりしているのですけれども、実際には新しく民生委員になった方々からは幾ら自分が活動費を支給されているのかが全く見当がつかない、又は自分の手元

に活動費が来ないという問題が具体的にあって、それについては以前から言われている問題ですから、市のほうも、うわさとしては把握していると思うのです。

ただ、今言いましたように、16地区の民生児童委員協議会からの決算書とか、そういう指導の問題について資料の提供を求めていますし、管理をしていませんから、だから市としてはわからない状態で今まで来ているというふうに思うのですが、これは実際問題として、結局そういうふうには5万8,200円などというのは年間きちんともらっている民生委員はいないだろうと思いますし、それから結局、参加民生委員が懇親会費を払うのではなくて、地区民生児童委員協議会のほうで費用を持った形の懇親会をしているというふうには聞いているわけです。そうすると、懇親会の費用というのは、当然ながら支給された費用弁償としての活動費、その中から出ているということになっていると思うのです。地区協会のほうに行っている金は40万円ありますから、だからその40万円の中から懇親会費だとか、そういうもののお金が出ているのであれば、これは決算書に出てくるでしょう。それは市のほうで把握できるわけです。そういう部分で非常に不透明なまま来ている。慣習的に来ていて、民生委員というのは国直轄という意識がすごくあるところですから、それと究極のボランティアで、とても5万円だ、10万円だの費用でやられている仕事ではないから、逆に言えばそこにおいて報酬ということとか、そういうことがいいかげんになっているのだろうというふうに思います。

ただ、今、我々議員の政務調査費にしてもきちんと情報公開をしなければならない時代で、そこにおいてこれだけの組織で2,000万円からのお金が動いているところで、一人一人の民生委員に渡るお金が地区の協議会ごとに違って、国から幾ら出ていて、それで自分たちがどれだけもらう権利があるのかということが不明朗なままでいるということに対して、市としてどういう指導をできるのか、また、していかなければならないと考えるのか、その辺はいかがですか。

（福祉）地域福祉課長

我々のほうにも、そんなに多くは聞いているわけではないですけれども、活動費の部分について声があったということでは話は聞いております。5万8,200円の部分のうち、先ほど言ったように内訳を聞きました。それで、地区には5万8,200円のうち6,800円を先ほど言ったように小樽市民生児童委員協議会としての運営費、事務局員もおりますので、その部分を天引きして、残り5万1,400円が地区に渡っているという、小樽市で言えばそういう形になっております。その地区ごとで、先ほど言ったようにすべて5万1,000円出る状況ではないということでは把握しております。ただ、それがこの地区では幾らというのは把握しておりません。聞いたところによれば、1万数千円から2万円前後、もっと多いのもあるのでしょうかけれども、それは最低限の活動費として、当然交通費、それから電話等々のお金もかかりますので渡して、そのほかの部分では地区での研修会とかもありますし、各民生委員が小樽市や札幌市、道内の各地区でやる研修会や研究会に出られるよう、そういった交通費などとして渡しているという話は聞いております。

懇親会の部分ですが、つい何週間前かにも小樽市民生児童委員協議会の総会、研修会、そして最後に懇親会ということがあったのですけれども、私もありましたけれども、会費で皆さんから集めていたので、その地区ごとでどうされているかというのは把握していなかったのですが、当然会費制でやられているというふうには認識しておりました。

今後ですけれども、そういう話も受けまして、私は先ほど言ったように、国なり道からの指導の中で規約とか予算を立てたり、当然予算を立てたら決算もということで、当然地区ごとでの運営をされているというふうには認識しておりましたので、ただそれが新しい委員には周知といいますか、しみ込んでいなかったというか認識されていなかったという事実もありますので、今後、私ども毎月会長会のほうにも出席しておりますので、そういった中で協議といいますか、相談させていただきたいというふうには思っております。

大橋委員

この実態というのは、私も今日このごろ知ったわけではなくて、前からいろいろとそういう内部の民生委員の人から言われたりして把握はしていたのです。けれども、市議会で問題にしなかったのは、これは厚生労働省の直轄だと、それに市が口を出すところではないという認識をしていました。だから結局今まで問題にしていなかったのです。

ただ、今回調査した中では、やはり核として、今、問題化されていて、それで全国民生児童委員連合会のほうでも、使途が不透明になるので、各団体にそういう部分を改善しなさいという通知を出しているという話の一つあるのと、それから具体的に名古屋市は補助金の性格上、一括支給は適切でないということで、2006年度から一部の区で個人給付に切り替えるという改革を始めている。それから、広島市でも内部監査で改善を求められて個人給付に改めている。そういう形で市が動いて、命令はできないのしょうけれども、改善を求めて改善している。それから、市が支給方法を決められるわけですから、それも結局小樽市民生児童委員協議会のほうの了解さえとれば、個人給付できる性格なのです。だから、そここのところを踏まえて、今後、改革を進めていただきたい。市も決して厚生労働省の仕事だという形で不明朗な部分をそのままにしないでいただきたい、それが要望です。

福祉部長

私は、四、五年前ですが、小樽市が民生児童委員協議会の事務局をやっていた当時、事務局長もさせていただいていましたので、事情も知っておりますけれども、確かに、今、委員がおっしゃったように、そのころもそういう問題がございまして、委員会の場でも関係する御指摘がありました。先ほど地域福祉課長も言いましたとおり、16地区で民生委員の皆さんとの間で、あるいは報酬の中で、歴代会長の考えなども含めて、任意でといいますか、国のほうからいただくお金を市から振り込みますと、それを話し合った中で、例えば5万円をもらったら3万円を個人に、2万円は地区にいただくという話が、すんなりそのとおりそれでいいですという形になっているところもあれば、基本的にはそうでもないところもあるということで、中には御指摘がありましたように、それこそ5年ぐらい前ですけども、個人的にといいますか、新たに民生委員になった方が、新しい民生委員の地区の会議に出まして、おかしいと思って私に直接質問をしてきた方もいらっしゃいます。そのときは地区で話し合いをされまして、結局最終的にはその方、私の場合は納得していただいたのですけれども、そういう方がいらっしゃるということは存じています。

それと、市から直接一般財源から350万円を振り込んでおりますけれども、そのほかに国なり道からということですが、決算の状況など、どういうふうに行っているのかという話とはまた別だと思います。別というのは、ある程度市としても関与して、地区で納得してやっていただいているのでしょうかけれども、概要あるいは決算であらあら状況といいますか、どういう用途になっているのかというのは、補助をさせていただいている立場上知っておくべきということも当然あると思いますので、委員がおっしゃるように命令権はないと思うのですけれども、各地区の民生児童委員協議会とも協議しまして、要請するなり話を持ち込みたいという立場ではあります。

大橋委員

旧石山中学校の投石事件について

それでは、旧石山中学校についてですが、先日、石が投げられて窓ガラスが破られたという報道がありました。それで、損害事件かと思ったのですけれども、その後いろいろうわさが入ってくると、何かもうちょっと事件の内容があるのだという、単純にガラスが破られただけではないのだという話も出てきていますので、旧石山中学校のその事件の被害の概要、それから犯人の特定ができてきているのか、その辺の説明をお願いします。

（財政）契約管財課長

旧石山中学校につきましては、私ども契約管財課のほうで施設管理をさせていただいております。事件があった6月2日でございますけれども、私どもは事件がありまして、警察の捜査が終わった後に施設内に入っております。

それからまた、翌日の朝にも施設内の点検に入っておりますけれども、そのときは窓ガラスが損壊を受けた教室ですとか、それから犯人の侵入経路というのですか、そういったもののどこから入られたのかという探索を中心に見回しまして、その範囲では窓ガラス以外の異常というのは発見できなかったわけでございます。

その後、施設内に物品を置いております総合博物館と一緒に施設内全体を調べたところ、体育館で消火器がまかれていたり、それから消防用のホースが格納庫から出されていたり、また、総合博物館で保管していた物品についていたずらですとか、あるいは一部紛失という形跡が見られたということでございます。

被害の詳細につきましては、保管物品を所管します総合博物館のほうで調査をしておりますけれども、ただ保管物品の数が相当多いということで、詳細の把握までにはもう少し時間がかかるということで聞いております。

それから、犯人の特定でございますけれども、投石があったときに最初に着きましたのが施設の火災監視を委託している業者の警備員でございます。警備員の話ではそのときには学生服姿の少年ということでございましたけれども、これが唯一の情報でございます。その後、現在のところ、犯人を特定できるような情報その他はございません。

大橋委員

収納物の内容、これは道具ばかり入っていると思ったら、どうもそうではないので収納物の内容、保管方法、それから今後の建物の補修、今後の警備についてどう考えているのかお聞きします。

（教育）総合博物館主幹

総合博物館は旧石山中学校の体育館と教室を借りまして、主にはく製類をおよそ800体、それと生活資料、おもちゃであるとか、スキーであるとか、たんすであるとか、それをたんすは20さおぐらい、その他の資料はコンテナという青い箱に入れてそれに換算しておよそ500箱。それから、大型のもので旧交通記念館と科学館の統合の関係で資料の移動がございまして、自転車とか、馬そりですとか、人力車ですとか、そういったものを置いております。先ほど言いましたように、資料につきましては所蔵庫として使っておりますので、資料所蔵用のコンテナボックスの青い箱に入れております。

（財政）契約管財課長

今回損壊を受けたのが、すべて窓ガラスで43枚ほどございましたので、その部分につきましては、アルミ板を窓ガラスのかわりに挟み込むという形で補修をして修理をしております。

それから、今後の警備ということでございますけれども、私どもといたしましても、今回、施設内に侵入されたというのが一番大きな問題というふうに考えてございますけれども、警察の捜査におきましても侵入経路が特定されておりませんので、非常に苦慮しているところでございます。私どもとしては玄関をあけられた可能性もあるのではないかとこのように考えまして、この施設の玄関というのは全部で7か所あり、すべて4けたのボタンを押して開錠するというシステムでございます。このたびの事件を受けまして、玄関のかぎの番号をすべて変更いたしました。

それから、事件から1週間は、警備会社に夕方を中心に土日も含めまして巡回警備を依頼いたしました。その結果、特段の異常もございませんでしたし、また、今日まで異常も発生しておりませんので、当面は現在のまま推移を見守っていきたいというふうに考えております。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

-----  
新谷委員

一般質問をした内容についてお聞きしたいと思います。

ブルサーマル計画について

最初に、温暖化対策についてなのですが、この中でブルサーマルについて私もお聞きしておりました。先ほどの林下委員への答弁では、市民の声を聞きながらという総務部長の答弁でしたけれども、そういう機会を市が設けるのか、どういう形で聞いているのか、お示してください。

総務部長

今段階の話をお先ほど申し上げたのですが、現在、北海道と岩宇 4 町村、この方たちを中心に議論が進んでおります。小樽市につきましては先ほど言いましたとおり、この議会での議論が少しございますのと、あともう少しは先ほど言いましたとおり、市民の方からの御要望なんかも出ておりますので、こういう問題は十分精査しております。それで、最大はやはり安全性の問題に尽きると思いますので、ここは小樽市の生活環境部等がございませけれども、専門家はおりませんので、そういった意味では有識者会議の中で本当の専門家、学者の先生が議論している内容というの十分踏まえ、それから先ほども申し上げましたが、泊村付近の活断層の調査などの結果も今年出るようですから、そういったものを我々としては参考にしながら、それぞれ市民の皆さんの声と先ほど申し上げましたが、今、トータルで議会もございませし、そういった要望を出した方もいませし、市民の方の声を聞きながら、市としては意見集約をしてみたいというふう考えております。

新谷委員

特別そういう機会を設けるということではないのですか。

総務部長

どんな想定でお話しされているのかわからないですけども、例えばこういった市民の皆さん等を集めてどうこうということは今段階では考えておりませせん。

新谷委員

できたらそういうふうにしていただきたいと思ひます。

小樽市温暖化対策推進実行計画の今後の取組について

小樽市の温室効果ガスの排出量なのですが、第 2 次実行計画では既に目標を大きくクリアしております。その最大の要因は暖冬だと述べております。毎年こういうふうには暖冬とは限りませせんし、それこそ温暖化の影響でどういふふうには気候が変化するかわかりませせん。それで、第 2 次実行計画では考え方として、もうロードヒーティングや施設暖房など、これ以上定量的な削減が難しいと述べております。このごろはこの冬も市庁舎は大変寒かったです。寒いのを我慢して職員の皆さんも頑張つて、風邪を引いた人も多いと思ひますのですが、我慢も限界だと思ひますが、こういう中で、今後どういふふうにはこの温暖化対策に取り組んでいくのか、お考えをお聞きします。

（生活環境）環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画の今後の取組ということでございます。確かに小樽市の場合にはこれまでの進ちょく状況から見ましても、その年度の冬の気象状況に大きく影響されるということは事実だろつと思ひます。それで、そういったことから、これ以上の削減は難しいのではないのかということでございますけれども、市では多くの施設や事業所を抱えております。それからまた、多くの事業も毎年度実施してきております。多くの市の施設や事業の実施の中で、温室効果ガス削減に向けた取組を職員が意識して取り組むのと、そうでないのとでは、それぞれ個々では例えわずかではあつたとしても、その集約された結果に大きく差が出ることは明らかです。それから、今後は各部署でさらに事務事業の見直しもしていかねばなりません。

したがいまして、計画目標を達成するために、何か特別な取組をして多く削減をするといふようなことはできませせんけれども、今後も職員一人一人が温室効果ガス削減に向けた意識をしっかりと持ちながら、気を緩めることなく、行動促進を図つていく必要があり、そのことによつて実行計画の目標が達成できるものといふふうには考えてございます。

新谷委員

そういう個々の意識ももちろん大事なのですが、それも限界があると思いますし、やはり一般質問でも言いましたけれども、省エネ、これは本当に限界があると思います。

ペレットストーブの導入事業について

それで、この計画の中ではハード面での太陽光発電、電気暖房設備、これらは財政上難しいと言われているのですが、やはり目先のことだけを考えないで、トータルで考えていく必要があると思うのです。そういう点で私はペレットストーブの導入とか、あるいは S V O 方式の車両の導入を求めたわけですが、自然再生エネルギーについて、市長もお金があればやりたいのだと、財政がよくなったらやりたいというようなことを言っていましたけれども、それも見通しが非常に厳しい中で、そういうことばかり考えると、本当に踏み出せないと思うのです。

だから、地球温暖化の問題を真剣に考えると、何から始められるのか、これをまず真剣に考えていただきたいと思うのです。小さなことからでも出発できると思うのです。そのうちの一つのペレットストーブなのですが、北海道が地域政策総合補助金で市町村が実施する普及啓発イベント、それからモニター事業を支援すると言っていますが、この点の取組はどうでしょうか。

（生活環境）環境課長

道の補助金によるペレットストーブ導入事業ということでございますけれども、平成19年度までの実施内容と、それから今年度から道が実施している内容に変更がありまして、昨年度までは、20万円から30万円すると思うのですが、ペレットストーブを購入した市民の方に、1人当たり例えば5万円ぐらいの補助金を出すといった事業内容であったというふうに聞いております。それが20年度からストーブの購入助成がメインではなくて、ペレットストーブ本体そのものの普及宣伝活動あるいはイベント開催事業、そういったものを中心に事業内容が変わってきた。ただ、その中でも市が事業主体となって、市民の希望者にストーブを無償で貸与する、モニターということなのでしょうけれども、そういった形のもので残っておりまして、1シーズンを終わった中でモニターとなった市民が、そのストーブの残存価格で、といっても結構高額らしいのですが、ストーブを引き取る。そういった形で実質的には購入費の一部を助成したことと同じような内容になるのではないのかというふうな話が道からございました。

ただ、こういった事業をやる場合でも、市として補助事業としてやる場合、事業費の下限が約100万円だということで、道の補助金50万円、市の事業費50万円ということになるわけでございますけれども、その辺については市長からも答弁いたしましたが、現在は新たな補助制度のような事業の取組についてはなかなか難しいというような状況でございます。

新谷委員

今のは再質問で聞いた部分ですが、これについてはお答えはしていただいておりませんでした。モニター事業ですから、全部たくさんしなくても、少しずつでもいいではないですか、お金がないのはわかりますけれども、やはり少しでも前へ進むということではぜひもう一回検討していただきたいと思います。

廃食用油の利用促進について

それから、廃食用油、S V O、この利用促進なのですが、改めてお聞きしますが、この評価と、それからほかの自治体で取り組んでいる例をお知らせください。

（生活環境）廃棄物対策課長

S V Oとは、廃食用油をそのままろ過をしっかりとすることで燃料として使う方法でありまして、バイオディーゼル燃料と違いまして、車両のほうの改造が必要になります。現在、小樽市近郊には改造してくれる業者がないようにも聞いております。あと廃食用油ですので、ろ過するのに遠心分離りフィルターによるろ過、そういうもの

がかなり念入りに必要だということです。あと粘性が高いものですから、冬期間の利用はなかなか困難ということも聞いております。また、最近普及しておりますディーゼルエンジンに使われている電子制御式の燃料噴射装置、これになかなか対応できた装置がないというふうに聞いております。

あと他都市の部分で言いますと、鷹栖町で実際に収集した食用油を直接市のパッカー車に給油して使っているというふうに聞いております。

新谷委員

鷹栖町は私が一般質問でも取り上げたのですけれども、ほかでも滝川市とか苫小牧市、また旭川市、そういうところで使っているそうです。鷹栖町に聞き取りしましたら、技術的な面では車両改造が確かに必要なのですけれども、これはメンテナンスも含めて、市内にはありませんけれども、やるところがあるということです。

それから、冬場なのですから、マイナス30度までは大丈夫で、特に問題なく今年で3年目を迎えているということです。

それから、車検のこともついでに言いますけれども、廃食用油の車両ということで問題なく通っているということで、今、非常に燃料の節約にもなるし、一挙両得というか、そういうものだということで聞いております。

これは実は2007年に道議会でもこの問題が取り上げられまして、道の環境局長はやはりこのSVOを評価しております。技術的には、今、実際に3年目で走っている車もありますし、特に問題はないのではないのかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

（生活環境）廃棄物対策課長

確かに技術面では解決されていく部分というのはあると思います。ただ、家庭から出る廃食用油、確かに温暖化対策とか資源の有効活用という部分では必要なことと認識しております。しかし、一般廃棄物という扱いになりまして、市町村の区域の中で処理をするということが法律で定められております。あと事業所から出る廃食用油については産業廃棄物という扱いになっておりまして、これは事業者みずからの処理責務というのが課せられております。

現在、他都市でも市のほうで収集している事例がございますので、情報収集しておりまして、実際に検討をしている中で、今、小樽市内に処理をする業者がまずいないのと、その処理をするバイオディーゼルの部分の話なのですけれども、その処理をするのに市町村にまたがって一般廃棄物を移動するというのは、法的な整理の中で困難な状況もございまして、その辺をうまく整理した中で、市として廃食用油の利活用が何とかできないかという、今、研究をしている最中でございます。

新谷委員

ぜひ引き続き研究していただきたいと思っておりますし、法的な問題をどうすればクリアできるのか、その辺についても北海道と相談しながらやっていただきたいと思っております。

実際に鷹栖町でパッカー車に乗った方なのですから、ボタン一つで操作できて特に問題がなかったということでした。

エコ・アクション・プログラムについて

それから次に、市民啓発についてなのですが、差し迫った課題であるけれども、私自身の反省も含めてこれからはいいのかという感じがしておりますけれども、生活環境部としては市民意識をどういうふうにとらえていますか。

（生活環境）環境課長

環境問題の市民意識ということでございますけれども、確かに今、地球温暖化が進んできて世界が大変なことになっていくということについては、市民が自分のこととして危機意識を持つのはなかなか難しいことではないかというふうには思います。ただ、エコ・アクション・プログラムの中にもありますけれども、身近にできる取組とし

て、例えば見ていないテレビや使っていない照明を小まめに消しましょうとか、あるいはシャワーや歯磨きのときは水の出しっ放しはやめましょう。こういったようなことについては、だれかのためにするわけではなくて、自分の家の電気使用量を減らすことであり、また、お金の無駄をなくすということですから、そういうことに気づいた人は抵抗なく日常生活の中で取り組んでいけるのではないかと、そういう一歩を踏み出せるように市民の意識啓発を進めていくことが大切ではないかと、そのように考えています。

新谷委員

それで、そのエコ・アクション・プログラムのことなのですが、平成18年にできまして3,000部ほどを配ったということなのですが、実際の説明回数はどのくらいだったのですか。

（生活環境）環境課長

3,000部と答えましたのは平成18年度から現在までということですが、18年度から19年度、20年度も含めてという意味でございますけれども、地域説明会につきましては、18年度エコ・アクション・プログラムを作成した時点で市内11会場で説明会を開催し、参加者は222名、同プログラムは420部ほど配布したところでございます。

それから、そのほかに出前講座2回、町会とコープさっぽろで出前講座をした。それから総合学習、これは市内の小中学生がこちらのほうに来られて学習するといったものが4回、それから各種団体、徐々に市民ルール推進員会議に参加してございます各種団体、消費者協会あるいは友の会、そういった団体を通じましてプログラムを配布してございます。あるいはまた、イベントの開催時、資源回収協議会で行われた講演会あるいは缶アート・フェスティバルといったもののイベント会場でプログラムを配布いたしました。それから、各市内のサービスセンターあるいは今年も開催しましたけれども、市の渡り廊下での環境パネル展、そういったところで配布しております。18年度は大体2,100部を配布したところでございます。

19年度につきましては、出前講座等で2回、それから総合学習が5回、各種団体プログラム配布イベントが4回、それから各サービスセンターでの個人への配布ということで、920部ほどを配布したところでございます。

新谷委員

説明会も、それからプログラムの配布もまだまだ少ないと思うのです。これは一般質問で言いましたけれども、家庭ごみ減量化・有料化説明会には、わずか5か月でもう1万人以上参加しているわけですから、それに比べたら本当に少ないですし、まだまだ頑張っていかなければならないと思うのです。

実はこの問題に対して昨年の第1回定例会で、今、委員長をしている菊地議員がエコ・アクション・プログラムの普及啓発について聞いております。そのときの答えが、「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議と連携を深めながら、積極的に市民周知に努めてまいりたい」、このように答弁しておりました。そのわりには取組がちょっと少なかったと思います。今回の私の一般質問でも、また、「今後も市民ルール推進員会議と連携しながらエコ・アクション・プログラムの周知に努め、行動促進を図ってまいりたい」と、同じ答えなのです。来年もまさかこんな同じ答えをするとは思えないのですけれども、やはりまだまだこの配布状況からしても知らされていない、そういうことがわかると思うのです。

長野県飯田市では1997年に環境アドバイザー制度をつくって、各種活動や環境学習の場に指導者として派遣して、市民意識の実態も把握しております。温暖化防止啓発ローラー作戦を展開して、2006年ですけれども、3月1か月だけで13回も講座を開いています。だから、3日に1回以上の計算となるわけです。市民ルール推進員会議の皆さんにもぜひ頑張ってくださいと思うのですけれども、まず小樽市が積極的にこの問題に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

生活環境部長

温暖化対策についての市民意識の向上ということでございますが、3,000部が多いか少ないかというのは、今のところ比較のしようがありません。人口比からしますと、それは確かに少ないということが言えるかと思いますが、

ますますこれからは普及には努めてまいりたいというふうには考えておりますが、機運としては、もう御存じのとおり来月には北海道洞爺湖サミットが開催されます。しかも、京都議定書で決められた第 1 の約束期間が今年から始まるという 5 年を迎えるわけですから、温暖化対策についてもますます国民と申しますか、市民の関心も高まるというふうにも思っています。

直近の話で申し上げますと、6 月 29 日に開催されます朝里ダム湖畔園地での植樹祭においても、私どもはエコ・アクション・プログラムの配布をいたしますけれども、環境パネル展も会場で展開をする予定でおります。エコ関係の会社の方もこのパネル展に出展されるということですから、そういうことでも市民の関心を高めてまいりたいというふうには考えています。

出前講座と言いますが、今は「まち育てふれあいトーク」という名前に変わりましたが、こういった中でも、エコ・アクション・プログラムについてもメニューを持ってありますので、市民の方にも利用していただきたいというふうには思っています。

そういう点では、私どもも当然市民ルール推進員の皆さんと意識啓発に努めてまいりたいと思いますが、市民の方も今の状況からしますと、その意識も高まっているというふうにも考えておりますので、より効果的なやり方で意識啓発に努めてまいりたいというふうには考えています。

新谷委員

耐震化対策について

それでは次に、耐震化対策について質問します。

耐震化の市の考え方なのですが、保育所の耐震化を求めました。なぜかといいますと、保育所は小さな子供たちが通っていますし、それから小樽市の避難所にもなっているから、こういう質問をしたのですけれども、市長は「市の施設で危険度の高いところから手をつけていきたい、十分調べてから考えていきたい」という答弁でしたけれども、この耐震化について、今、市の施設の耐震診断とか、そういうのは進めているのでしょうか。

（建設）建築指導課長

市の施設につきましても耐震診断を進めているかという御質問ですが、現在、耐震診断については手をつけていないというような状況でございます。今後の考え方としましては、やはり災害時の避難所となっている建築物ですとかそういったところ、若しくは災害対策の拠点となる本庁舎などを優先に考えていくべきというふうには思っております。

新谷委員

どういう形で進めるのですか。庁内連絡会議をつくるとか、いろいろな組織面はどうですか。

（建設）建築指導課長

現在、市の施設、民間も含めてなのですが、小樽市内の耐震化について庁内で検討を進めているというところがございます。建築指導課が中心となって関係部局なりと協議をしながら、その辺について検討を進めているということでございます。

新谷委員

検討を進めているということですが、いつごろまでにまとめたいという計画はないのですか。

建設部長

今、耐震補強の話がメインとなっておりますけれども、耐震補強をする対象というのは新耐震基準を定めた昭和 56 年以前のもので、そうすると、もう二十七、八年たっている建物です。ましてこの本庁舎についても、実は 45 年たっています。そのときに耐震補強だけで本当にこの建物を維持していくべきかどうかという、例えば給排水・衛生設備の問題、もう電気の容量も足りない状況、断熱材ももちろん入っていない状況、窓ガラスは単板で、要はまさにエネルギー、CO<sub>2</sub> をどんどん出しているような状況にあります。ですから、耐震補強の費用とか、他にかか

る改善費用とか、さらには改善をするというより、あと何年使えるかということも総合的に判断するべきだろうと思っています。ですから、耐震診断の必要な物件をピックアップできますけれども、そういった投資対効果というの、総合的にやるとなれば、やはり多くの時間がなければ進めていけないだろうというふうに思っていますので、今いつまでにという点については答弁できない状況にはございます。

新谷委員

この本庁舎も危険な建物ということで大変だと思うのですが、まず考え方というか優先度という点では、やはり市民の命、財産、安全を守ることが市の大きな責任だと思うのですが、防災計画の避難所は小中学校が圧倒的に多いですし、小中学校で89パーセント、これを受け入れることになっています。保育所も入っています。今回の岩手・宮城内陸地震でも学校の被害が多く出ました。幸い子供たちに被害がなかった。土曜日でしたので本当にこれは幸いだったと思いますけれども、こういう子供たちの命を守る、それから地域住民の避難所となっている、こういうところを2次災害にならないようにするためにも、小中学校、保育所などというところをまず優先的に考えていくべきではないでしょうか。

総務部長

確かに今の防災計画上の避難所というのは小中学校41校で、旧堺小学校も含めればもう一つです。さらには高等学校9か所、その他保育所、サービスセンターなどで16か所。当然避難所という視点からすれば、こういったものに優先的に手をつけるというのは大事なことだと思います。ただ、問題は、一方で特に数の多い小中学校については適正配置計画を進めていますので、本会議での議論もありましたけれども、同時に進めていくというような答弁もしてありましたけれども、そういうものもにらみながらやっていくという、つまり避難所の視点だけでということもなかなか難しい。それでこの辺は、市長からも申し上げましたけれども、教育委員会とよく協議しながら進めていかなければならないというふうには思っています。

新谷委員

適正配置と一緒に進めるということは、あまり言わないほうがいいのではないかと私は思うのです。なぜかといいますと、耐震化の補助率を引き上げる法改正がされたばかりでもう期限を延ばしてもらいたいと言っていますけれども、先ほど井川委員も言っていましたし、私も一般質問で言いましたが、3年という期限がどうなるかわからない。その中で進めるべきところも進められないでしょう。今適正配置がどうなるかわからないですから、何年かかるかわからない。そうではなくて、とにかく危険な校舎だから先に直しますと言ったほうがいいのではないですか。私はそう思うのです。どうですか。

教育部川田次長

適正配置と同時にということは言わないほうがいいというお話でございますけれども、先ほど井川委員のほうにも答弁をいたしましたけれども、やはり学校の老朽化も大事ですし、耐震化のことも当然大事です。適正配置についても大変重要な問題だと思っていますので、この三つというのは切っても切れない関係と申しませうか、切り離せない関係でございますので、やはり私どものほうは、それは同時に進めていきたいというのが基本的な考えでございますので、御理解をいただきたいと思います。

新谷委員

先ほどは、3年という期限の中で進めないということではないということでした。学校統廃合、適正配置と同時に進めるとなるとどうなのですか。何年ぐらいで今後実施計画をつくって終了までしないとしたら、この適正配置の計画を一体どのぐらいの予定でやるつもりでいるのですか。

（教育）山村主幹

学校規模・配置の適正化計画に関連してでございますけれども、7月に教育委員会の考え方というものを、地域懇談会ということで、地域の皆さんに話をしていきたいと考えてございます。これにつきましては、昨年10月に小

樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会からいただきました答申を基にして、現時点で適正化計画の部分で、現在、教育委員会が考えている部分について話をしたい。その中で、どういう期間ということについては検討委員会の答申の中にも触れていますけれども、中期的なスパンの中でという文言がございます。その辺のところの話も地域に入ってしていきたいというふうに考えております。

新谷委員

中期的というのは、何年ぐらいのことなのですか。

（教育）山村主幹

その年限の幅というところは、現在、教育委員会ではまだ計画の段階でございませんので、地域の方の御意見なども聞きながらということで考えています。

新谷委員

全く見通しが立っていないわけですね。いつまでに終わるかということもわかっていない中で、耐震化をどういうふうに進めるといえることはできないかもしれないではないですか、3年間で。これだったら本当にせっかくの国の補助も使えなくなりますから、だからそれは関係なく危険なところからやりますと言ったほうがいいのではないかと思うのです。

それで、平成16年度、17年度に耐震化優先度調査を行いました。これは何のために行ったのですか。

（教育）総務管理課長

私どもの耐震化と整備を進めるために、要するに昭和56年以前に建てられた校舎、それが非常に多いということで、どの学校から耐震診断あるいは耐力度調査を実施すべきかということの観点から、優先度調査を実施したところでございます。

新谷委員

優先度調査というのは、 から までランクがついていますが、 ということは、やはりこれは逆に言ったら危険だということではよろしいのですか。

（教育）総務管理課長

危険だというよりも、 までありますので、若い順番から要は早めにそういった診断をすべき、あるいはそういった危険性が高いというのはちょっとあれなのでしょうけれども、すべき優先度というか順番ということで認識してございます。

新谷委員

から 、優先度が高い低いと言ったら、やはり優先的に直さなければいけないということでしょう。この優先度のランク 、 の学校名を教えてください。

（教育）総務管理課長

まず、優先度ランク に該当する校舎を持っている学校ということで御理解いただきたいと思うのですが、まず小学校については緑小学校、手宮小学校、量徳小学校。それから、中学校につきましては松ヶ枝中学校。それから、優先度ランク に位置づけられる校舎を持っている小学校が、色内小学校、奥沢小学校、それから桜小学校、朝里小学校、長橋小学校。それから、中学校が潮見台中学校、末広中学校、銭函中学校、朝里中学校、桜町中学校という状況でございます。

新谷委員

今、この中には小学校は12クラス以上、それから中学校は9クラスというふうに学級規模を満たしているところもあります。私は、統廃合はあくまでも子供や父母、地域の住民の合意が必要で、これがないうちにするとするのは反対なのですが、こういうことを考えた場合に、既に学級規模を満たしている学校もあるのに、いつ終わるかもわからない学校適正配置計画で、みすみす補助を逃がしてしまうということになりませんか。

教育部川田次長

この優先度調査は先ほども話しましたように、昭和56年以前に建てられた建物について、どれだけ耐力があるのかということの優先度をはかる調査でございます。決して危険ということではございません。診断をする際に、その順番からやりなさいということでございますので、その点については御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほども申しましたように、7月から適正配置について地域に入って、基本的な考え方について教育委員会から説明して、地域住民の方、PTAの方それぞれから御意見をもらうわけです。そういう中で、私たちとしては御意見をもらいながら、学校についてどうすべきかということについては判断をしていきたいというふうに思っておりますので、先ほども話しましたように、やはり学校の適正配置と耐震化というものは、同時に進めていかなければならないというふうに考えてございます。どれを先にやるのがいいのか、どれが後でいいのかという問題ではなくて、やはり同時にこれは進めていきたいというふうに思っております。

新谷委員

堂々めぐりですけれども、何のために今回の議員立法の法律が通ったか、出てきたかということを考えると、やはり中国の四川省の学校の被害、子供たちの被害、そういうものから出てきて超党派でできたものです。だから、やはり今地震がないことを願いますけれども、どうなるかわからないでしょう。そういう中であくまでもそこに固執するのであれば、これはうまくいかないのではないかと、私は本当にそういうふう考えるのです。だから、そういう点でもう一度検討すべきものではないですか。教育長はどうお考えになりますか。

教育長

これまでずっと私どものほうの考え方を述べてきて、両方、耐震化と学校の適正配置という論を出したのは、実は先ほど井川委員のほうからもお話しがありましたように、一つの学校の耐震診断をやるためにもかなりのお金がかかり、さらに危険なところから全部工事していくとなると、1校について、それぞれの学校によって違いますけれども、例えば5,000万円なり1億円とどんどん出していきますと、確かにその学校は地震には耐えられる学校になるのかもわかりませんが、この次に迫っています学校の適正配置をどうするかというときになりますと、せっかく直したところが、それが即そのまま残るのかどうか。また、いろいろなそういう観点、視点がございまして、両方並行して物事を考えていかなければだめではないかというふうに思っております。

さらに、これは建築レベルの問題でございまして、アスベスト関係でかなりの学校工事させていただきましたときにもやはり同じような考え方がございまして、特に今回の場合には、工事をしましても、そのアスベストのかかりでたしか完全密閉でやると聞いてございましたので、そうなりますとほかの工事以上に、またいろいろな面で費用もかかることとございまして、私どもとしてはこれまで財政面で、行財政運営にかかわりまして十分市で全体的な枠の中で物を考えていくという考え方に立って適正配置を進めてございまして、そのところは十分効率的、効果的に進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

新谷委員

私は納得していません。いろいろな意見もあると思っておりますけれども、やはり子供の命を第一に考えていただきたいと思っております。また機会もありますので、次に進みたいと思っております。

メールによるいじめ防止について

子供の問題でネットや携帯電話のメールによるいじめ防止なのですけれども、メール以外に把握しているいじめの件数を、ここ3年分でお示ください。

（教育）指導室長

いじめの件数についてですけれども、平成18年度から、委員も御承知のとおりいじめの調査の定義が変わりまして、子供がいじめを受けたと感じた、それを認知件数に含めるように広い意味でとらえるようになってきておりまして、昨年度から非常に件数が増えてきております。その意味が、やはり当事者が日常の学校生活でいじめだと感

じた、そういうことによって早期に発見して早期に解決する、そういう意図があると思います。

それで小中学校を合わせた数ですが、17年度に認知したのは9件なのですが、18年度は317件、これは以前にも話しております。19年度については513件と報告を受けております。

新谷委員

定義が変わったということですのでぐく多くなったわけですが、この前一般質問で聞きましたところ、メールでのひぼう中傷というのは少なかったですね。平成19年度、小学校で9件、中学校で7件ということで、小学校のほうが多いのがちょっとびっくりしたのですが、ここにとらえているのはこんな少ない数ですが、実際にはもっと多いのではないのかということに心配するのです。このメールでのひぼう中傷は学校からの報告で把握したというのですが、学校ではどういうふうにして把握したのでしょうか。

（教育）指導室主幹

本人からの申出によるものというふうに報告を受けています。

新谷委員

本人からの申出ということですから、言わない子供もたくさんおりますね。そこが本当に心配なのですが、情報モラル対策委員会を立ち上げて相談窓口の設置もしたということですが、情報モラル対策というのはどういうことをするのですか。

（教育）指導室主幹

教職員に対しましては、研修又は研究資料等の提供によって資質等を高めていきたいというふうに考えております。また、児童・生徒につきましては、日ごろからの各学校での指導と、それと啓発資料の配布等を行います。保護者等につきましては、同じように啓発資料配布等又は保護者会、そしてPTAの集まりなど、各学校で事あるごとに担任の教員又は管理職のほうから話をしていくということで、いろいろなところで話題として取り上げていくということをやっております。

（教育）指導室長

指導室のほうからは道教委とか文部科学省からの啓発資料も配布しておりますけれども、指導室のほうで平成16年度から19年度まで4年間でPTAとか教員向け、児童・生徒向けの14の啓発資料を配布しております。また、指導室のほうで出前講座も開設しております、PTAとか学校の児童・生徒、教員向けの出前講座も実施してきているところでございます。

新谷委員

この間の一般質問の答弁でも、何か子供の姿というか存在が見えないのが気になりました。今、子供たちは社会の反映でストレス、さまざまな悩みを抱えていますし、それから孤立感もあると思うのです。先日、秋葉原で大変な無差別殺傷事件が起きまして、あの背景も孤立感があったということを報道されていますけれども、やはりこの情報モラル対策で校長、教頭、有識者の対策委員会ということでしたけれども、これも当然なのですが、子供たちの本当の心の内がわかるような取組や、それから子供同士でこうした問題を話し合う、考えてもらう、子供を主体とした取組が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

（教育）指導室長

昨年度、実際に中学校のほうで生徒会が中心になりまして、携帯電話の利用についてどのように進めていくかということで話し合っ、自分たちでルールをしっかりと守っていこうというような決まりをつくっている学校もございます。

それから、委員がおっしゃるとおり、子供の精神面、そういうことが非常に難しい状況になってきておりますので、今回7月に、市教委のほうで児童・生徒のメンタルヘルス研修講座も開いて、教員への理解を深めていきたいと考えているところでございます。

新谷委員

あと一点、情報モラル教室参加人数をこの前に聞きましたけれども、ちょっと少ないような気がしました。回数を増やすことと同時に親子で話し合えるような、そういう参加の仕方、そういうのも研究して工夫してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

（教育）指導室長

今回の情報モラル対策委員会の中でもこのことについては話し合われておりまして、やはり保護者を巻き込んだ中で、家庭で子供と接する時間を多くして、そして繰り返し携帯電話の使い方、情報モラル等について指導していかないと、なかなか効果が表れないのではないかと思います。また、情報モラル教室については昨年度小学校 4 校、中学校 11 校で、NTT や消費者センター、警察、法務局等の外部講師の力をいただいて開催しておりますが、小学校で携帯電話が非常に広まってきておりますので、今後も小学校においても充実していくように指導・助言してまいりたいと思っております。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。